

全員協議会次第

平成31年2月19日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田副議長

3. 協議事項

- 1) 太陽の家移転に関する報告
- 2) 地方公営企業法適用に伴い平成31年度三芳町下水道事業当初予算の概要について
- 3) 平成31年度三芳町中学生海外派遣事業について
- 4) 藤久保地域拠点施設基本構想(素案)について
- 5) 今後の公共交通について
- 6) 議会より提出された政策提言の進捗状況の回答について
- 7) 供用予定時期の変更について
- 8) みどり共生産業ゾーン沿道における企業誘致状況について
- 9) 三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプランの報告について

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会
- 3) 議会運営委員会
- 4) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (16:18)

井田副議長

平成31年2月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 内藤美佐子
副議長 井田和宏

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 山口正史

欠席議員

なし

説明者

福祉課長 三室茂浩
上下水道課長 松本明雄
上下水道課業務担当主幹 藤根晃
上下水道課業務担当主幹 新倉孝明
教委学校教育部指導主事 加藤哲郎
政策推進室副室長 島田高志
政策推進室推進主事 宮腰孝信
観光産業課長 鈴木義勝

福祉課副課長 田中智恵子
上下水道課副課長 栗原浩
上下水道課施設担当主幹 赤石誠
教委学校教育部 宇佐見宏一
政策推進室 百富由美香
政策推進室推進主幹 富田篤
政策推進室推進主事 小林圭
観光産業課商工担当主幹 渡辺隆之

観産業振興 課長 主任 担当	打田 欽也	総調整 幹	太田 秀平
道路交通 課長	田中 美徳	都市計画 課長	近藤 康浩
都計副 課長	古山 智志	財務課長	高橋 成夫
財務課 副課長	石川 英治	財務課 契約 担当 主任 幹	三浦 康晴

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤 隆男	事務局 書記	山田 亜矢子
------	-------	-----------	--------

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田副議長よりご挨拶をお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は早朝より、またお忙しい中、全員協議会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、職員の皆様方におかれましては、説明のためお越しをいただきまして、ありがとうございます。抜井議長が先週議員を辞職されましたので、私とその職務を代行させていただきます。ふなれなためご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、ご協力をよろしくお願いをいたします。

議員の皆様方におかれましては、きのうが一般質問の通告の締め切りでございました。本当に3月定例会に向かって準備をされていることと思っておりますけれども、そういったお忙しい中にご出席を賜り、ありがとうございました。

本日は協議事項が9件あります。非常に多くあります。しかも内容的にも結構重たい内容かなというふうに思いますので、スムーズな進行を心がけますので、皆様のご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、井田副議長、よろしくお願いいたします。

◎太陽の家移転に関する報告

○副議長（井田和宏君） それでは、早速協議事項に移りたいと思います。

協議事項の1番目、太陽の家移転に関する報告ということで説明を求めたいと思います。

福祉課長でよろしいでしょうか。

それでは、福祉課長、お願いいたします。

○福祉課長（三室茂浩君） 副課長の田中と一緒に参っておりますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただければと思います。中間報告というふうな感じなのですが、既に1月15日にこれまでの概要については第1報として報告をさせていただいております。その後の動きなのですが、1月17日、太陽の家家族会、手をつなぐ親の会、それぞれの代表者、そして太陽の家施設長に移転概要を説明させていただきました。家族向け、会員向けにどのように説明したらいいかという打ち合わせをさせていただいた上で、2月2日、太陽の家家族会会員、そして手をつなぐ親の会会員、施設長に移転候補地案を説明して、ご意見を伺いました。結果、第5駐車場を候補地とする要望があるというふうになっているのですが、提案させていただいた候補地、藤久保拠点のほか、1枚めくっていただいて、ちょっとわかりづらいかもし

れないのですが、敷地の図面がございませう。左側のほうに候補地としております。ちょっと番号振らなくて申しわけなかったのですが、こちらが第1駐車場、そして右上のほうにある候補地、これが第5駐車場ということで、この右側の第5駐車場がいいというような話が出ました。

いただいたご意見なのですが、藤久保拠点については、町の中心部でいいのだけれども、やはり建設まで時間がかかるということがありました。

そして、第1駐車場です。これはバス停に近く、運動場にも近い、そういうところはいいのだけれども、外来駐車場と隣接しているため不特定多数の方が利用していて、安全面というのが非常に心配であると、それは交通の安全面、それから侵入者等の不安があると。それとちょっと崖というか、第2駐車場との段差があるため、飛び出して行って転落するのではないかと、それからやはり行動障がい、重度の行動障がいのある方たちなので、大きな通りに面している、そこへ飛び出して行って、車が結構なスピードが出るので、そういうところが不安だというようなご意見がありました。

第5駐車場、一番奥なのですが、こちらは職員駐車場というふうに説明はしたのですが、そういうところなので、日中、車の出入りが少なく安心であると。現状の場所と同じような静かな環境でいいと。徒歩で体育館、運動公園、そこへアクセスできるので、その通りに関しては安全ではないかと。保護者が藤久保地域から徒歩、自転車で来たときには、一番近い場所にあつて、利便性があるということで、バス停からの距離もさほど気にならないということでした。

結論としましては、ご家族の意見を尊重して、庁舎敷地内第5駐車場を候補地として計画を進めることとさせていただきますと思っております。2月6日付で移転場所を決定し、同日付で入間東部福祉会理事長宛て、建設に関する協議を申し入れております。

今後についてなのですが、入間東部福祉会において基本設計を行い、7月締め切りの建設費補助の国庫協議申請に向けた準備を行うと。国庫補助の結果については、翌平成32年6月ごろ、この間1年あるのですが、そのころに国庫補助の結果が出るというようなことになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今太陽の家移転に関する報告をいただきました。ご質問があれば挙手にてお願ひいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これですと、第5駐車場のほうに候補地が決定したというところまで行っていると思うのですが、1番の藤久保拠点というので、きょうも藤久保拠点の素案というのをこれから担当課が説明しますが、それができ上がるまで時間がかかるという点で、何年ぐらいというふうに思っているのか、なぜそこまで待てないのかというのは、きっと清掃センターの売却の件があるので、そちらと結びついてしまっているのかなと思うのです。その辺をなぜ待てないのかというのが1点と。

それから、本当に第5駐車場で、ちょっと意外だったのでびっくりしているのですが、本当にこれに関係の方々が納得できるのかどうか、とてもちょっとその辺心配なのですが、その2点についてお伺ひします。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

なぜ待てないのかということに関しては、請願のほうを皆さんで審査をしていただいたときに、厚生文教常任委員会でもそうでしたが、もう一刻もやはり待てないと、なぜかという、ふれあいセンター、清掃工場、そういったものが移転してしまって、不安定、やはり思った以上に大きいのです。それは神奈川で起きたやまゆり事件、ああいうときに誰も助けてくれない、そして大きな車が周りを通っている。本当に孤立感が、もう我慢ができないと。これで震災が起きたら、ではどうするのだと、すぐに行けない場所だと、親は高齢化してくる。そういった切なる思いがあって、一刻も早くという言葉がやはり随所に出てきたのです。

それと、藤久保拠点、確かにいいというお話が出ておりました。時間の問題だけではなくて、やはりこの場所を比較検討したときに、役場とすぐ近くにあると。今ここでちょっと申し上げなかったのですが、やはりその安心感というのは大きい。災害が起きたときの災害対策本部は役場の庁舎内に置かれます。そういったことも含めて、皆さんはそこに期待されているというふうに感じました。

第5駐車場、本当にそれでいいのかというお話なのですが、今ここで経過でご説明したように、お話としてはこの場所が非常にいいということをおっしゃっていましたので、そのように私どもも受けとめております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。ありがとうございます。

私も第5駐車場でしたら、藤久保地域ですし、静かな場所なので、かなりいい場所かなとは思いますが、ここに候補地とするに当たっての、今課長のほうからも説明はありましたけれども、入間東部福祉会、あるいは家族会などから異論はなかったのか、あるいはここに決まるにおいて何か問題点はないのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

これまで協議した経緯の中で言いますと、請願のときにおっしゃっていた、やはりできるだけ藤久保の地内というお話とか、早急に移転をしてほしいということであるとか、それからいろいろな住民の方々と触れ合う共生社会が実現できるような場所であってほしいとか、そういった条件がありまして、この条件を満たして、なおかつ建設が可能なところ、やはり町有地というのはすぐに対応ができるということもありまして、この地を選んだというところでございます。この地を選んだことにつきましては、特にその場所が不便であるとか、そういったようなお話も出ておりませんし、むしろ今申し上げたように、役場が近いというのは、何よりも安心だというようなお話をいただいておりますので、私どももそのように受けとめております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です、おはようございます。

こちらの今後についてという一番下のところで、入間東部福祉会において基本設計を行い、国庫協議の申

請に向けた準備を行うと、これが7月締め切りということは、これからどういう建物にしてとかいった、ある程度の設計はするようだと思うので、非常に時間が忙しいかなとは思いますが、それに向けては大丈夫だと思います。この設計等はやはりなかなか入間東部福祉会内でできるかという、そういうものでもない、民間の設計業者なりを使うかなと思うのですが、そういった費用というのは、これはどのように考えているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

まず、基本設計が当面やらなければいけないことなので、この設計費用については入間東部福祉会のほうで負担をして、設計の手続をとって行く。取り急ぎ理事会を経て、入札、業者選定ということになっていくと思います。ですから、できれば3月中には契約をしてというようなお話もされておりました。そういった方向で進めておりますので、当座費用が必要なところはそこかなというふうに思っています。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません、もう一つだけ。

あと、国庫補助の結果が平成32年6月、来年の6月です。そうすると、そこで国庫補助が決まってから建設に取りかかると思うのですが、やはり先ほどから課長のほうもありましたように、ご家族の方などが、藤久保拠点施設では時間がかかり過ぎるとか、できる限り早くしてほしいということで、この第5駐車場にしたのは理解しましたが、平成32年6月に許可がおりた場合、それから建設して、実際に運用するのは、大体いつぐらいになりそうでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

国庫補助をいただいた場合には、年度内に建設を終えなければいけないということがありますので、平成33年4月から供用開始ということを考えております。ですから、その前にやるべきこと、やれることというのは、皆様ともご相談させていただきながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

第5駐車場ということで、これに関しては異論はないのですが、あそこはちょっと、まず第1の質問として、借地ですか、それとも町有地になってますか。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

町有地です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、借地の費用というのは発生しないということで、その場合は、所有権そのものは町になったまま、上屋だけを入間東部福祉会の所有という形での運用になるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

一応そのように考えております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あと、今回つくるとして、ここが有程度恒久的な施設になるのか、それとも藤久保拠点で、ここ何も注釈もなかったのですが、藤久保拠点ができたとしても、ここで永続的に運用していくという形なのかどちらか、お願いします。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

基本的には、ご家族との間でも恒久的にこの場所でというふうなことを考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

最後の質問です。多分建物に関しては入間東部がやるということで、設計、建設まで、国庫補助がおりるかどうかは別として、多分進めると思うのですが。例えば移転にかかわる費用とかいろいろ発生すると思うのです。町がそこで負担する、先々平成33年ぐらいになると思うのですが、平成32年の終わりかな。その辺はどのぐらい見込んでいるのか、トータルで町が負担する費用、ざっとで結構なので、わかれば教えていただきたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

移転に係る経費全て、建設費も含めて、建設費も国庫補助が幾らというところがあって、足りない部分は補助金として考えさせていただいております。それから、移転に関する諸々の費用ということですが、まだそこまで正確に計算もしておらず、ざっくりというところもちよっとできていないので、この場ではお答えができないので、申しわけないのですが、ご了承ください。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

今の候補地のところは、全体的に今木が植わっているところだと思うのですがけれども、その脇を通り抜ける、こちらから外に出られる道があると思うのですがけれども、そこはどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○副議長（井田和宏君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

これ、図面がちょっとわかりづらいのですが、見ていただいて、植栽がこの道を挟んで両側にあるかと思うのです。役場のほうからこの町道のほうへ抜けていく、左側を候補地とした場合に、この真ん中の道は基本的には残したままということになります。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、太陽の家移転に関する報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前 9時46分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時48分）

◎地方公営企業法適用に伴い平成31年度三芳町下水道事業当初予算の概要について

○副議長（井田和宏君） 協議事項の2番目、地方公営企業法適用に伴い平成31年度三芳町下水道事業当初予算の概要について説明を求めます。

説明のほうは上下水道課長でよろしいでしょうか。

それでは、上下水道課長、お願いいたします。

○上下水道課長（松本明雄君） おはようございます。それでは、平成31年度の下水道事業につきまして概要についてご説明したいと思います。

本件につきましては、平成30年第5回定例会において可決をいただきまして、下水道事業が地方公営企業になりますので、平成31年度より予算書の様式が変更となります。その概要について説明させていただきます。

初めにA3判の大きい資料をお配りしていると思うのですが、その最初です、1番目、公営企業法適用化での予算・決算科目の変更ということで、そこから概要説明をさせていただきます。

左の一番上ですけれども、初めに、今までのいわゆる官庁会計の予算から公営企業会計の予算形式に変更となりますが、その概要について申し上げます。

左側の表になっていますけれども、これが法適用化前の予算・決算、これは今までの官庁会計の方式で書いてございます。実際に今までの下水道会計の科目で表記してありまして、基本的には、公営企業会計変更後と基本的に同じ箇所に対応できるように振り分けておりますので、今までの予算款項目の順番は若干前後しております。

初めに、歳出ですけれども、これ今までどおり左側、総務管理費、一般管理費、維持管理費と、普及促進費、利子、予備費。歳入のほうを見ていきますと、公共下水道使用料から利子及び配当金、一般会計繰入金、繰越金、これは廃止になります。以下、一緒です。

その下段が、今度事業費になりますけれども、公共下水道費、公共下水道事業築造費、あとは特環、流域、あとは元金償還。右側の歳入が地方債、分担金、負担金、受益者負担金、このような組み立てで今まではなっております。

そして企業会計では、その右側の矢印のとおり変更になるわけですが、その右側の赤枠の中をご

らんいただきたいのですけれども、まず左が法適用化により、現金主義から、水道のように発生主義に変わりますよと、その隣が公営企業会計では、いわゆる水道のように損益取引、収益的収支と、資本的収支に区分されて、予算と決算というふうになってくるということです。

右端の点線枠の星印の中に、予算調整における収益的収支と資本的収支の区分というふうに書いてございますが、まずこれを若干説明申しますと、一定の施設を保有し、下水道ですから下水道管渠等を保有し、汚水処理というサービスを提供します。そのために営業活動を行って、その対価として料金をいただいていると、そういった経費についてを計上、損益計算、収益的収支と言っています、ですから、これらのサービスまたは財産の生産、供給するために必要な施設の建設改良、ですからこれが下水道管の布設ですとか、その建設資金の調達、地方債、その償還、こういうふうに大別されていまして、今申し上げたのが、資本的収支、このように分かれていきます。

具体的に見てみますと、またその右隣、矢印になるわけですが、具体的には、今までの普通会計の科目から企業会計の科目がどのように変わるかということになりますので、各項目に数字が振ってありますけれども、官庁会計にも同じ数字が振ってありますので、この番号と同じ科目ということで対応しております。

これを踏まえまして、黒丸印がついていますが、いわゆるこれが款項目の項に当たる部分です。まず、収益的費用から見ていきますと、これは営業費用です。営業費用の中に青線で四角くさらに囲ってありますけれども、これが今までの官庁会計の歳出を見ていただくと、同じように青線で囲ってありまして、今までの会計でいきますと、いわゆる総務管理費です。一般管理費と維持管理費の中の一部を流域下水道維持管理費、管渠費、業務費、総係費、ポンプ場費、水質規制費というふうに分かれます。あとは番号がついておりますので、①、普及促進費、同じように②番、③番、利子とかというような科目が出ています。

また、特別損失、これ次のページ、具体的にそのところで出てきますけれども、いわゆるこれは料金等の歳出還付に当たる項目です。これが特別損失の名前になります。

収益的収入を見ていきますと、これはご承知のように、あとは下水道使用料、これが営業収益、営業外収益として、同じように⑤番、⑥番、⑥番、⑦番、これ大きいのが他会計負担金、これは一般会計繰入金ということになります。

それで、新しい科目は何かというと、皆さんご存じかと思いますが、歳出のほうですと、星印の減価償却費です。これが新たに入ってきます。これはその表の右の星印のところにも書いてございますけれども、将来にわたって利用する資産の取得費用を当該年度で一括計上せず、地方公営企業法施行規則で定められた耐用年数に即して、翌年度以降分割して繰り延べ期間損益計算の費用として計上するというものでございます。

今度は収益的収入、これはちょっとわかりづらいかもしれませんが、この長期前受金戻入ということが、また新たに入ってきます。これは今原価償却と対応していまして、将来にわたって利用する資産の取得額として、いわゆる資産をつくり上げたときの特定財源、国庫補助金ですとか受益者負担金、それを減価償却費と同じように、耐用年数と同じ年数で、今度は入としてその特定財源を毎年刻んで入れていきます。これが一番新しい制度で、平成26年ですか、法改正で入ってきた部分になります。

もう一つ、黒丸印、特別利益、これも基本的には、書いてありますが、固定資産売却等、あとは過年度修正益があった場合についてここに計上されるということでございます。

この年度末の結果が、次のページに出てきますけれども、決算で損益計算書であらわされてくるということになります。結果、黒字か赤字かということが非常に重要になってきます。

今度はちょっと下の段を見ていただきますと、資本的支出と資本的収入が書いてありますが、今までの予算科目では、公共特環の築造費、あと流域下水道の建設費、これが対応していきます。結局資本的支出は建設改良費と、投資その他資産はございませんので、一応企業債の償還、これが支出。入としましては、これも今までどおり対応してきまして、企業債、他会計負担金、これは一部一般会計繰入金を割り振る部分がありますので、この資本的収入に入れます。受益者負担金なども、資本的収入の位置づけになります。もし補助金があれば国庫補助金、他会計補助金、これが一般会計繰入金の、後で出てきますけれども、いわゆる基準外繰り出しの項目に入ってくる部分があればここに入ってきます。

資本的収支は、結局ここにも書いてありますけれども、水道事業でもそうですが、不足額が生じまして、ではこれをどうしましょうかということで、予算書のコピーもお渡ししてあるかと思うのですが、それで予算書のコピーで、第4条、資本的収入及び資本的支出の項目がありますけれども、では、これどうやって補填しましょうかということになるのですが、結局本年度は、その中をちょっと読ませていただきますと、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億907万2,000円は、これは消費税、地方消費税収支調整額451万5,000円、これは水道と一緒にございます。あと当年度の損益勘定留保資金、これも水道によく出てくる、水道は過年度ですけれども、過年度はまだありませんので当年度ということになります。1億7,255万5,000円。そしてこれが当年度利益剰余金処分額、これ何かと申しますと、結局今申し上げた2つでは足りませんので、当年度の損益計算したときに当然黒字が見込まれますので、その中の一部を3,200万2,000円ということで補填させていただきますという意味です。

これは当年度の、今申し上げましたけれども、損益計算の中の黒字が多分1億幾らになると思うのですが、その一部分を補填させていただくのですが、その下をずっと見ていきますと、予算書の第10条です、ここにも同じ利益剰余金の処分ということで明記されておりますが、当年度の利益処分について、当初から用途及び金額が、当初より規定したい場合については、このように当初予算書なんかで明記して、議会の議決、議会にお諮りするということになっておりますので、それで同じ数字が第10条で議案として載っているということです。これがありませんと、このような表示にはできませんので、未処分利益剰余金で翌年以降にまた補填する中に出てしまいます。

続きまして、前後しますけれども、第9条を見ていただきますと、他会計からの補助金569万円とありますが、一般会計からの繰出金の一部です。端的に申し上げますと、基準外がこの程度計上されており、これも基準外については補助金という名目になってしまいますので、これを初めから当初計上している場合については、やはりこれ議会の議決を得ることとなっておりますので、このような表記になっております。

移行については、今申し上げたとおり、このような形で、ちょっと早く説明して申しわけなかったのですが、一応官公庁会計から公営企業会計には、このような仕組みで概要として移ってきますということでございます。新しく費用として発生するのが、ご存じのように減価償却費、それと入のほうでは長期前受金戻入額、このようなものが新たな課目として出てきますということです。

次ですが、それで今概要を説明しましたので、一応損益計算書と貸借対照表が予算書ベースですけれども、このようになりますというのを、主幹のほうからご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願

ます。

○副議長（井田和宏君） 下水道業務担当主幹。

○上下水道課下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 下水道業務担当主幹の藤根です。よろしくお願ひいたします。

このA3判の2ページ目を開いていただきたいのですけれども、平成31年度予算（損益計算書）というものになります。予算は税込みで掲載されておりますが、損益計算書は税抜きになります。こちらのA3判の中央のところの表をごらんいただきたいのですけれども、上からお話しさせていただきます。1番の営業収益ですが、こちらサービス提供の対価としての料金収入などになります。主に下水道使用料がこれに該当いたします。

2番の営業費用ですが、こちらは特別会計のときの一般管理費、普及促進費、維持管理費を細分化し、計上されております。科目としまして、管渠費、ポンプ場費、流域下水道維持管理費など、資産の維持管理費や資産の減価償却費などから構成されております。

3番の営業外収益は、主なものは一般会計繰入金と長期前受金戻入額、あと雑収益になります。雑収益は、水洗便所改造資金預託金の元利収入と、あと区域外排水に係る負担金を事業者から収入として入るものになります。この区域外の排水の負担金につきましては毎年あるものではございませんので、平成31年度臨時的に計上させていただくものになります。

4番の営業外費用ですが、企業債の償還利子や消費税、雑支出になります。その雑支出ですが、雑収益に対応するものでして、水洗便所改造資金の預託金と先ほどの区域外排水に係る負担金の支出になります。

これら3条の収益的収入支出の消費税抜きで損益計算書を作成した結果、当年度未処分利益剰余金が1億467万8,000円発生する見込みです。

続きまして、3枚目のほうをお願いしたいのですけれども、こちらは貸借対照表についてお話をさせていただければと思います。貸借対照表とは一定の時点における当該事業が保有する全ての財産を総括的に表示したものとなります。その要素としては、資産、負債及び資本があります。資産は当該事業の経営の活動手段である資金の運用形態、土地とか建物、構築物を示し、負債資本においては、その資産がどのように得られたかという調達源泉、企業債等を示します。これによって当該事業の財政状態を把握することが可能となるというものになります。

こちらの左上のところに、ちょっと小さ目の表がございますが、こちらが今現在の下水道の資産をあらわした表になります。まず、表の中の一番左側、公共下水道と表記されているところの下になりますけれども、土地、建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、あと流域下水道施設利用権、こちらが下水の資産となっております。

まず、こちらの土地なのですけれども、土地は中継ポンプ場の土地になります。建物はその中継ポンプ場の建屋になります。構築物が公共下水道管渠になります。機械及び装置が中継ポンプ場内のポンプ施設や電気設備になります。工具及び備品は測量機材等になります。その下の流域下水道施設利用権なのですけれども、こちらは流域下水道建設負担金の納付によって得られるものとなっております。

その右隣なのですが、取得原価、土地が1億2,934万1,000円、建物が1億6,383万1,000円、構築物が152億8,674万5,000円、機械及び装置3億7,784万6,000円、工具、器具及び備品30万6,000円、これらが有形固定

資産になります。その合計が159億5,806万8,000円です。流域下水道施設利用権が18億6,010万円です。こちらが無形固定資産になります。その有形固定資産と無形固定資産の合計が178億1,816万8,000円になります。この取得原価が、下水道事業が始まってから取得した総合計の金額になります。

その右隣なのですが、減価償却費、まず土地なのですが、こちらはゼロ円です。土地ですので償却しないという形になっております。建物1億53万7,000円、構築物72億7,364万5,000円、機械及び装置2億3,924万9,000円、工具、器具及び備品29万円、その合計が76億1,372万2,000円、流域下水道施設利用権が10億3,462万円、減価償却の合計が86億4,834万2,000円、こちらが減価償却累計額、事業が始まってからの資産の減価償却の累計額になります。

その隣の平成31年4月1日の価額なのですが、これは取得原価から減価償却費を差し引いた金額になります。上から土地ですが、減価償却ございませんでしたので1億2,934万1,000円、建物6,329万4,000円、構築物80億1,309万9,000円、機械及び装置1億3,859万7,000円、工具、器具及び備品1万5,000円、合計が83億4,434万6,000円、流域下水道施設利用権が8億2,548万円、総トータルが91億6,982万7,000円。

こちらの4月1日現在のこの価額が、平成31年4月1日から始まります下水道事業の法適用化の最初の資産の計上になります。

続きまして、平成31年4月1日の下水道事業予定開始貸借対照表、左から2番目の四角い枠のところなのですが、こちらの流動資産についてお話しさせていただきます。現金預金、未収金がこれに当たります。未収金は主に下水道使用料の2月調定分と3月調定分、こちらが4月と5月に入金となりますので、3月31日を超えて収入となりますので、その分が計上されております。そのほかに下水道使用料の滞納繰り越し分と、あと企業債の一部が4月に借入れとなりますので、その分が未収金となります。

続きまして、負債及び資本なのですが、4番目の固定負債について、こちらは今まで借入れしました企業債のうち4月1日現在の残高になります。

続きまして、流動負債の企業債なのですが、こちらが平成31年度に償還いたします企業債の元金償還金に当たります。未払い金ですが、こちらは4月1日以降に発生する支払い分になります。繰り延べ収益ですが、先ほどからお話し出ております長期前受金がこれに該当いたします。

その下の資本金ですが、資本金については、地方公営企業法適用前から経営されている企業において、法適用の際、資産の額から負債の額を差し引いた残額のうち国庫補助金や受益者負担金など、区分できなくなったものが蓄積された剰余金として、企業内部に存在するものであります。ただ、これが現金としてなるものではないということを申し添えさせていただきます。

続きまして、資本剰余金ですが、こちら資本剰余金のその他資本剰余金なのですが、こちらは非償却資産、土地です。先ほどの表を見ていただきますと、土地のほうは減価償却されておりませんので、その土地に係る建設費補助の目的を持って交付された補助金や受益者負担金等を積み立てたものになります。ですので、土地の価格と一緒にしております。

こちらの平成31年4月1日付のこの貸借対照表が示す資産からスタートいたしまして、平成31年度の下水道事業の活動によって、一番右端の平成32年3月31日、こちらの貸借対照表に変わっていく形になります。それぞれ固定資産につきましては、土地が変わらず、建物についても固定資産の額は変わりませんが、減価償却累計額、それが平成31年度予算で発生するものから積み上げられていく形になっております。以下同様

に減価償却累計額が表示されていく形になっております。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 済みません、ちょっと補足させていただきますが、今未収金、未払い金のお話をさせていただきましたけれども、結局これ、平成30年度の決算が3月31日で打ち切り決算ということになりますので、今まで4月、5月、出納整理で払いがあったり、入があったりしたのですけれども、その分について、4月以降の、これ地方公営企業法になっているので、そのとおりになっているのですけれども、未収金ですから、4月、5月で入ってくる水道、下水道使用料、未払い金のほうは、出納整理で払う一番大きなのが荒川右岸維持管理費の負担金が出てきますので、当初からこのような数字が出てきているということをおし添えさせていただきます。

平成30年度は打ち切り決算ということになってしまいますので、場合によっては数字上マイナスが発生するかもしれませんので、それは決算書に明記しておきましょうということになっております。

済みません、以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 下水道業務担当主幹。

○上下水道課下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 続けて、4ページ目をお話しさせていただければと思います。

こちらはキャッシュ・フロー計算書と補填財源についての説明になります。まず、キャッシュ・フロー計算書ですが、公営企業の予算では、現金の収支を伴わない減価償却費や長期前受金戻入などがあり、また発生主義会計のため、収益費用を認識する時期と現金の収入支出が発生する時期に差が生じるなど、予算では把握できない資金の動きの情報を得るために、キャッシュ・フローが作成されます。

まず、1番目の業務活動によるキャッシュ・フローですが、こちらは地方公営企業の運営の業務活動の実施による資金の増減をあらわしております。2枚目でお話しさせていただきました損益計算書のところの当期純利益が一番上に出ております。1億467万8,000円、これに現金の動きを伴わない減価償却費や引当金、あるいは長期前受金戻入などが増減されまして、業務活動によるキャッシュ・フローとしまして、2億9,641万7,000円がございます。

その下の2番、投資活動によるキャッシュ・フローですが、こちらは将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減になります。こちらは固定資産取得による支出とそれに対する収入等によりあらわしております。国庫補助金等による収入のところ、2,559万円なのですけれども、こちらは資本金収入の全体の額から企業債の額を差し引いた金額がこちらに表現されております。支出と収入での差し引きによる投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスの3,696万9,000円になります。

財務活動によるキャッシュ・フローですが、こちらは資金の調達による資金の増減をあらわしております。平成31年度に企業債として借り入れる額が4,890万円ございまして、ただ、今まで借り入れをしておりました企業債の償還元金が2億1,648万8,000円ございますので、その差し引きとしまして、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億6,758万8,000円になります。

平成31年度だけの資金の増加額が9,185万9,000円になります。

その下の資金期首残高なのですが、これが、3ページ目の先ほどの貸借対照表のところの平成31年4月1日の表を見ていただきたいのですが、そちらの2番の流動資産の（1）、現金預金3億9,360万9,000円とあ

りますが、この分が資金期首残高になります。

先ほどの平成31年度中の資金増加額9,185万9,000円、こちらを足すことによって、3ページ目の右端の平成32年3月31日の表の同じく流動資産、現金預金の欄なのですが、4億8,546万8,000円になるという形になっております。

続きまして、補填財源のところなのですが、課長からもお話がありましたとおり、4条の資本的収支で、予算の数字で2億907万2,000円のマイナスが生じますので、これを補填していくということになりますが、こちらの4ページ目の右側の四角の中をごらんいただきたいのですけれども、その補填する財源なのですが、②番の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、こちら4条予算の支出は工事費等課税支出であります、収入であります企業債負担金等は賦課税収入のため預かり消費税が発生しないので、その分を全額補填財源とします。

あと⑥の当年度分損益勘定留保資金ですが、こちらは3条予算の現金支出を伴わない減価償却から、現金収入を伴わない長期前受金戻入を差し引いた差額が補填財源となります。

続きまして、⑧番目の当年度利益剰余金処分額、こちらは3条予算の収益的収支で発生する剰余金で、その残った分を補填するというものになります。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） あと一つ、最後になりますが、今回公営企業法適用の予算様式になりまして、前年度比較は、前年は普通会計でしたので、表記されておりませんので、その点についてちょっと概要をご説明いたしますが、事業内容については、経常費用的にはほぼ前年並みでございます。一つ新しく出てくるとすれば、専用の公用車1台、リースで用意しなくてはいけないので、そのあたりが事業的には前年とちょっと違うかなと。予算額としましては、今回労務費のアップや改正消費税ありますので、その増の要因としてはそれが主となっております。

ただし、元利償還金については、これ全体で大体2,600万円程度の減となっております。工事関連の主なものは、ポンプ場内の電気設備の更新や、あとは流域下水道事業の建設負担金ですが、それは経常化しておりますが、という状態になっております。

小規模修繕工事は緊急対応費としてほぼ前年並みで計上しておりますので、前年度比較というお話で申し上げますと、今お話を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ただいま地方公営企業法適用に伴い平成31年度三芳町下水道事業当初予算の概要について説明をいただきました。概要ということでありますので、概要についてご質問があればお受けをいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと2点ほど教えてもらいたいのですけれども、減価償却費、今までは一般会計と同じように現金主義でしたから、減価償却費というのはなかったわけですが、新たに入ってくるということで、この減価償却費は耐用年数に応じて決めていくのですけれども、今後なのですけれども、今後というのは、この金額というのは減る方向なのか、ふえる方向なのか、その辺はどういうふうに見てい

るのか。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 4分の3ページのところに、固定資産の状況が出ているのですけれども、左のちょっと小さいところなのですけれども、大体流域の下水道施設負担金を入れて91億8,000万円ということですので、下水道事業としまして考えますと、年間償却が当然減っていくという方向になると。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ありがとうございます。

それから、長期前受金戻入というのと、それからその減価償却費というのは整合性があるものなのか、それとも全く関係ないものか、その辺について教えてもらいたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 長期前受金、確かにすごくわかりづらいとは思いますが、結局これ、減価償却費は費用なのですけれども、今言ったように、耐用年数ごとで費用を課しているということです。ただそれだけですと、その資産をつくったときに、特定財源と申しましょうか、国庫補助金ですとか、当然財源になっている部分があるのですけれども、それはそれで今度は入のほうで同じような耐用年数の比率で見てあげないとバランスがとれなくなりますので、ですから、それを長期前受金として収益とすると、それで基本的に帳尻が合うと。

逆に言いますと、よくわかっていらっしゃる方は、でなくて、では減価償却費のほうをその特定財源分落とせばいいのではないかと、それで減価償却化していけばいいのではないかとというのが、これは今までやってきた、これは任意だったのですけれども、みなし償却という方式だったのですけれども、これはどうも国のほうが改めまして、これだと正確な資産評価ができないのではないかと、特定財源分を取得価格から落としてしまうと、それは違うのではないかとということで、今回、ではそういうふうに行われているところは、みなし償却やめて、収益化入れる、長期前受金入れましょうというような形になったと思います。ちょっとわかりづらくて申しわけありません。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が聞きしたのは、減価償却費が減ると長期前受金戻入も減るのか、それともそちらとは全く関係ないものなのか、その辺についてお伺いしたのですけれども。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 同じように減っていくと考えていただいて結構です。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

当然予算の審議がありますので、細かいところは質問いたしません、ちょっとさっき打ち切りの会計になるという話ですね、平成30年度は。そうすると、当然のことながら調整期間中に入っていき、4月、5月に入ってくる、当然支払いもありますけれども、それはどこにも計上されていないわけですね、打ち切って

しまうわけですから。新しくスタートしたときに、発生主義といえども、その年度内に発生していないわけではないですか、それはどういう扱いなのですか。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 確かに私も同じように思ったのですけれども、これは……済みません、ちょっととめていただいてよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前10時33分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前10時33分）

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 確かに私も一瞬疑問に思ったのですけれども、これ決まりものといえば決まりものなのですから、予算書の4条の2というのがあると思うのですが、これ地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務、以下云々、これが規定で決まっています、入れかえのときには、これはこういうふうに表示しましょうということになっているのですけれども、それぞれ1億3,378万2,000円、5,743万1,000円ということですが、理論的な話はちょっとよくわからないのですけれども、確かにおっしゃるとおりだと思うのですけれども、こう処理しましょうという一種地方公営企業法の独特な考え方と。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 多分みなしとして、本来企業だったら精算して事業の引き継ぎをやるべき話の、ぐちゃぐちゃに継続的にやるからこんなことが起こるのだらうと思うのですけれども、それはそれとして、あと幾つかあるのですが、消費税の問題がちょっと面倒くさいというか、よくわからぬところがあって、多分水道事業が公営企業になったときは、既に多分消費税が発生していたときだと思うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） していなかった、ということは、今回と同じような状態で、要するに気になるのは、当然一般会計とか特別会計は、いわゆる課税業者というふうにはみなされていませんから、発生していないわけですね、一切、先払い消費税もないし、未払い消費税もないし、という状態でスタートしていたと。今度ここで完全に課税業者になるわけです、当然のことながら。今特別会計は課税の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） 納めている、納めているというのも変な話だけれども、精算しているということですね。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 消費税の課税事業者として、下水道事業は法非適でも課税売り上げと課税仕入れ出して、ご指摘今いただいたと思うのですけれども、普通に申告して納めているのですけれども、消

費税ちょっと問題、どうしようかと言ったのが、さっき言った打ち切り決算後の収入をどうしましょうかと、それもどうも法の決まりで、無理やりというか、新会計のほうでの収入と払いがあったということで計算してしまっていていいですよという決まりがあるそうでした、ですので、若干3,000万円ぐらいにたしか消費税の公課費膨らんでいると思うのですけれども、今までは一千四、五百万円から2,000万円ぐらいで計上させていただいて、普通に申告して払っていたと思うのですけれども。

ちょっとわからないところだらけで、理論上は確かにちょっと整合性がないような気もするのですけれども、それは地方公営企業法のいいところなのかかわからないのですけれども、済みません、その程度しかお答えできません。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 最後なのですが、他会計の負担金補助金なのですが、繰り入れもそうなのですが、一般的にこの考え方そのものが、特別会計のときはわかりませんが、独立的に公営企業になった場合、わからぬのは他会計負担金という、まず負担金です。他会計が何で負担、他会計ではないですよ、要するに別法人というふうにみなすべきだと思うのですが、ここがよくわからぬと、何で負担金があるのかなと。基本的に企業は、請求ベースで回収するというのが基本です。何かこれ負担してくださいというような請求ベースではない話だと思うのですが、一体この実態というのはどうなってくるのですか、新しい形になって。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） 企業だけ見ると、やはりちょっと疑問に、おっしゃることはよくわかるのですけれども、しかしここも公営企業ということで、これ科目はどうしても、たしか地方公営企業法の繰り出しのところにも他会計が負担するべきものという項目がありまして、それに基づいて、いわゆる基準繰り出しという解釈で、ちょっと普通の企業会計からすると、確かに負担する言葉というのはちょっとそぐわないかもしれないのですけれども、これは今まで負担していただいていたとおり、一般会計、総務省が出している繰り入れ基準、これはそのまま法適用になったとしても、そのあるなしではなくて、これは負担すべきものとして解釈していいということになっておりますので、これは一般会計から、一般会計の状況にもよりますけれども、できるだけ、そういう意味では一般会計繰り出しですかね、一般会計のほうから見れば。これはたしか地方公営企業法に基本的には基づいていると思いますので、ちょっと普通の民間の企業会計からすると、あれっとなるかもしれないのですけれども、ちょっとそういうことで、済みません、ご理解いただきたいと思うのですけれども。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうしますと、他会計補助金も同じような扱いなのですか。一般企業だと、多分補助金という言葉を使わないで、寄附金か資本の増強か、そういった形になりますけれども、この補助金というのがどういう扱いになっていくのか。

○副議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） これもやはり企業会計から見ると不思議な項目になってしまうかもしれないのですけれども、いわゆる繰り出し基準外ですから、赤字補填、これちょっと複雑な基準になっていまして、当年度終了してみないと、これもしかすると全部繰り出し基準に振りかわってしまうかもしれないので

すけれども、ただ繰り出し基準外ですので、基本的には、では何と言ったら、赤字補填ぐらいしかないので、そうすると、項目的にはどうも、補助金という科目設定というような意味合いになってしまうということでございまして、またこれも独特な表現の仕方だということでご理解いただくしかない。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、地方公営企業法適用に伴い平成31年度三芳町下水道事業当初予算の概要についてを終了いたします。ありがとうございました。

休憩いたします。

(午前10時40分)

○副議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午前10時50分)

◎平成31年度三芳町中学生海外派遣事業について

○副議長（井田和宏君） 協議事項の3番目、平成31年度三芳町中学生海外派遣事業についてということで説明を求めます。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） 学校教育課長、宇佐見でございます。本日は中学生海外派遣事前調査報告ということでご報告を申し上げます。

その前に、先日土曜日の子ども議会のほうには、多数の議員様出席いただきまして、まことにありがとうございました。本当に子供たちが一生懸命、意見ですとか質問ということで取り組めたかと思えます。これもひとえに議会の皆様のご協力のもと進められた事業でございましたので、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料のほうのホチキスどめの報告書ということでご報告を申し上げます。ちょうど1月15日にお知らせしましたように、現地の事前調査ということで行ってまいりましたので、その報告でございます。

まず、1番、用務地ということでオランダ国。2番、期間ということで、平成31年1月16日の水曜日から1月24日の木曜日。調査者のほうは、町長、あと政策推進室長、藤久保中学校長の3名ということで行ってまいりました。

続きまして、4番の調査報告ということで、行程があります。こちらのほうはちょっとごらんになっていただきまして、先に次のページの調査報告Ⅱということで、それぞれの施設等を報告をさせていただきます。

まず、オランダの場所ということで、このホチキスどめの一番後ろにちょっと簡単な地図をつけさせていただいております。オランダの都市は4カ所行きました。まず、アムステルダムです。こちらが国際空港がある最初におり立つところになります。あとアムステルダムの南側にユトレヒトという都市がございます。あとさらにユトレヒトの東側になりますが、アーネムという都市がございます。アルンヘムというような言い方もするのですが、今回はアーネムという言い方で進めさせていただきます。あと南部のほうに行

きまして、アイントホーヘンという都市がございます。エイントホーフェンとも言うようなのですけれども、今回はアイントホーヘンということでお話をさせていただきます。主にこの4つの都市のところを回っていただきました。

それでは、まず、2ページ側の先ほどの調査報告ということでお願いをいたします。まず、オリンピック訓練センターということで、こちらはちょうど先ほどの地図のアーネムという東部に位置するところにあるセンターということになります。こちらのほうは写真にもございますように、国を挙げてのそういった各競技ごとの練習施設があるということで、こちらのほうでオリンピック選手等も育成をしているというところでございます。

次のページをごらんください。続きまして、②番のユトレヒトというところで、ちょうどアムステルダムの南側にありますけれども、こちらのほうはいわゆる古都ということで、古い町並みですとか歴史的な建造物が建ち並んでいるところでございます。さらに、ドムタワーということで、写真が6枚あるのですけれども、右上のところですか。そこに塔が建っているのですけれども、ここがドムタワーというところで、およそ100メートルぐらいの古都ユトレヒトのシンボルであるというところがございます。あと日本でもおなじみのミッフィーの発祥の地でございますので、そういうミッフィーの美術館等もあるということで、こちらのほうは本隊が行くときにもぜひ見学をさせたいなというところがございます。

続きまして、③番、アムステルダムになります。こちらのほうは運河クルーズということで、やはり水のそういった運河がかなり発達しておりまして、こちらのほう、川から望むいろいろな建造物等を見学しながら、生徒たちにそういった町並みを見せてあげたいなと考えております。

次のページになります。王宮・ダム広場ということで、bになります。アムステルダムにはこういった王宮ですとか、そういった現在でも迎賓館に使われているようなところがあります。そこもぜひ見学をさせたいと考えております。

続きまして、cの新教会ということで、こちらのほうもやはりステンドグラスですとか天井が、そういったようなところでかなりスケールが大きいので、そういったところで見学をさせていきたいというふうに考えております。

次のページをごらんください。dのコンサートヘバウという、これはコンサートホールになります。世界的にも有名なコンサートホールで、こちらのほうで子供たちに生の音楽鑑賞もさせていきたいというふうに考えております。

続きまして、eとfになりますけれども、オランダ国立美術館、ゴッホ美術館ということで、世界的にも有名な画家のそういった展示物がある美術館になりますので、こちらのほうも見学させたいと考えております。

続きまして、次のページのgになります。アンネフランクの家ということで、こちらのほうはアンネの日記、有名なものですが、本当にこういった歴史的な建造物ということで、本当に人権関係のことも踏まえながら、そういった学習等も子供たちはやってきておりますので、そういったところで実際にこういった場所を訪問することで、さらに考えさせていければと考えております。

続きまして、④番の風車見学ということで、オランダといえば風車と、あとチューリップというようなイメージがあると思うのですけれども、そういった風車見学もさせていきたいと考えております。

続きまして、⑤、⑥、⑦になるのですけれども、こちらがオランダのほうで受け入れてくださる学校ということで視察をさせていただいております。⑤のほうはレインボー小学校というところで、世界的にも有名なイェナプラン教育を推進しており、小学校なのですけれども、こちらのほうも本隊が行くときには、中学生ですけれども、そういった学校を訪問して、実際に体験も進めさせていただければと考えております。

続きまして、⑥番になります。リソビウスカレッジということで、中高一貫の学校になります。こちらのほうは伝統的なカソリックに基づいた教育を推進し、比較的日本の教育に近いような学習を進めているというようなところがございます。あと⑦番のモンテッソーリカレッジというところ、こちらの中高一貫なのですけれども、先ほどのリソビウスカレッジに比べますと、自由な校風ということで教育を進めているということで、⑥番、⑦番の学校でいくと、ちょっと対照的な学校であるというところの報告を受けております。

先ほどの3つの学校は、オランダの場所というと、アイントホーヘン付近の学校ということになります。オランダの南部のほうにあるという学校でございます。

そこで、さらに⑧番のホストファミリーなのですけれども、ホストファミリーもアイントホーヘン付近にお住まいのホストファミリーということで、6家庭を候補に上げております。そのうちの2家庭について今回の事前のところでは行かせていただいております。2つの家庭も親日的なご家庭で、本当に日本に対しては好意的なご家庭だということで確認がとれております。

続きまして、⑨番のホテルについてということで、ホテル泊は、アムステルダムの方はこういったようなホテルに宿泊する予定でございます。

続きまして、6番の所見ということで、こちらのほうは、町長、政策推進室長、中学校長の所見ということでまとめさせていただいております。

1つ目のぼつですけれども、子供の幸福度世界一と言われるオランダの生徒と学ぶ授業体験、会話や意見交換を通じた交流等、同世代の生徒の自主的な学び方や考え方をすることは教育的意義が大きいという報告を受けております。

あと、それから、ホストファミリーについて四角囲みで書いてありますけれども、ホームステイの6家庭ということで、こちらのほうは四角囲みのとおり、安全について十分配慮しながらお預けできる家庭ということを確認しております。

さらに、その3行下のぼつですけれども、アイントホーヘンはオランダのブレインポートと言われ、シリコンバレーとして世界中から多くの技術者や知識人が集まっている。他民族への理解があり治安のよい場所である。こちらは、ですから受け入れ校と、あとそれからホストファミリーということです。その周辺地域にホストファミリーの家があり、家の周囲も治安がよく安全であるということを確認をさせていただいております。

次のぼつのところは、先ほどお話しした3つの学校の要旨になります。

続きまして、下から2つ目のぼつになります。見学先についてはオランダの歴史や文化を感じられるすばらしい施設である。ゴッホ、フェルメール、レンブラント、アンネフランク、ブルーナー等、著名な人の作品や建物から感動と新たな発見を期待でき、教育的意義が大きい。生徒の感性をより豊かにするきっかけとなると考えられる。その施設も安全性が確保されております。

最後です。オランダ人の生活に欠かせない電車やトラム、トラムというのは、日本でいうとちんちん電車

というようなものになりますが、交通機関の利用についてオランダ人の日常生活への理解を深めることから生徒に体験させたいということで、安全性も確認をしております。

というような形で、実施の方向でぜひ進めていかせていただければと考えております。

続きまして、次の資料になりますけれども、中学生海外派遣生徒募集要項ということで、まず四角囲みの中で、本事業は平成31年度の概算要求の内容に基づき募集を行うものです。このため今後の予算の成立状況によっては、本募集要項の内容について変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上応募してくださいということで、これを前提に現在のところ募集をかけさせていただいております。

それで、そこに書いてありますように、1、2、3、4はそのとおりです。派遣期間は9泊10日、派遣時期が5月3日の金曜日から5月12日の日曜日、派遣人数が6名、引率者が2名というような形で、費用のほうは個人負担は8万円ということで進めさせていただいております。

さらに、後ろのほうを見ていただきまして、応募期間ということで、12番になりますけれども、平成31年2月6日からあした、2月20日まで応募期間ということで進めさせていただいております。

さらに、選考方法は、そこに書いてあるとおりなのですが、面接のほうを、2月23日土曜日午前中ということで、面接選考のほうも実施の予定で進めさせていただいております。

続きまして、中学生海外派遣本隊の派遣日程ということで、現在案ということでそこに書いてあるとおりで進めさせていただいております。先ほどご紹介した3つの学校があったのですが、ちょうど日程の関係でどの学校も訪問させたいのですが、5月6日にリソビウスカレッジ、5月7日にレインボー小学校ということで、今回はこの2校を訪問ということで進めていきたいと考えております。

あと、そこに書いてありますとおりホームステイにつきましては、5月4日、5月5日、5月6日をホームステイというふうに考えております。それ以外のところはホテル泊、それで最終日のところは機中泊ということになっております。

あと、オリンピック関係の、先ほどご紹介いたしましたアーネムにあるオリンピック訓練センターのほうは、ちょっと距離的に東部になってしまうということで、移動時間がかかってしまうということで、今回はこちらのオリンピック訓練センターのほうの訪問は考えていないという日程を組ませていただいております。

以上、事前調査の報告と今後の海外派遣の予定ということで、よろしくご審議のほうお願いいたします。以上です。

それで、政策室長のほうからさらにつけ加えて報告がございます。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 政策推進室、百富でございます。オランダの事前調査の中で、今中学生の派遣について報告があったもののほか、オリンピック関連で幾つか訪問がありますので、それについては私のほうからご説明をさせて、報告をさせていただきます。

見ていただく資料としましては、オランダ事前調査報告書（オリンピック関連等）というふうになっている資料をごらんください。それでは、1ページのところからご報告させていただきます。

今回の事前調査の中で第2日目になりますが、1月17日にオリンピック委員会を表敬訪問させていただいております。国際交流部長であるウォルフ氏とお会いすることができました。昨年12月のトレーニングキャ

ンプの様子や住民交流につきまして、写真集を持参し報告をいたしました。ウォルフ氏からは当町のトレーニングや交流を高く評価していただき、今後への強い期待を述べていただくことができました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オランダ国とのより連携した取り組みにつきましても意見交換をしてまいりました。

続きまして、2ページ目をごらんください。2ページ目は、先ほど学校教育課長から説明をさせていただいたパーペンダルにありますオリンピック訓練センターの見学でございますので、こちらは割愛させていただきまして、続いて、3ページをごらんください。同じ日の1月17日夕方になりますけれども、柔道連盟会長とのミーティングを行ってまいりました。こちらでも互いの挨拶の後に、淑徳大学でのトレーニングキャンプや三芳町での住民交流について、同じように写真集を見せながら会長にご説明をし、意見交換をしてまいりました。会長からはトレーニングキャンプの感謝とともに、今後も長くよい関係性を保っていききたい、また淑徳大学の柔道部の学生をオランダでのトレーニング合宿に招待したいとの意向が示されたところでございます。

これまで調整を進めてきておりました三芳町とオランダ柔道連盟との覚書について調整することが予定されておりましたが、その内容について既に合意ができているということから、その場で覚書にサインする運びとなりました。これにより、三芳町とオランダ柔道連盟との関係性がより確かなものとなり、今後の事前キャンプに向けまして、淑徳大学を交えた約束の取り交わしにステップアップしていこうということで、互いに確認ができております。

また、ことしにつきましては、トレーニングキャンプを2度実施できればというような意向が示されたところでございます。

続いて、4ページ、横面で印刷になっていて見にくいところで申しわけないのですが、こちらが今回覚書にサインをしていただいた写しとなっております。こちらの内容は本当に基本的なもので、三芳町としては歓迎をし、手厚くもてなしますよ、オランダ柔道連盟としては、地域のコミュニティーの交流に努めてくださいというお約束、また今後につきましても、友好的にお互いにやっていきたいと思いますというような主な内容となっております。

続きまして、隣の5ページをごらんください。こちらはその覚書のサインの後に、三芳町にも実際に来ていただいたオランダ女子柔道チームの練習を、先ほどお話のあったパーペンダルにある訓練センターで実施しているところを見学してまいりました。再会を喜び合ったということもありますが、この場所に本当にオランダ各地から若いトップアスリートの選手が集結して、東京大会を目指して鍛錬されているところを見てまいりました。

続いて、6ページをごらんください。今回の事前調査の3日目になりますけれども、ワーゲニンゲン大学を訪問してまいりました。こちらは今回ワーゲニンゲン大学の訪問というのは、オランダのホストタウンになった三芳町が、オランダとの交流をさまざまな分野で進めていくための一つとして、オランダには世界一の農業大学とされるワーゲニンゲン大学がございまして、今後何らかのつながりを持てることは、農業が盛んな三芳町にとって、とても有益ではないかということから、この訪問の機会に調整を図り実施したものでございます。

今回コンポストの専門家でありますエスペランザ博士とお会いをしまして、研究内容のプレゼンを受ける

ことができました。これは武蔵野の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産に認定されており、今後世界農業遺産を目指している三芳町にとって、さまざまな可能性が広がることとなり、共同研究や当地域の調査などの提案をいただいたことから、とても意義のある訪問とすることができました。

以上が、先ほどの学校教育課長から説明させていただいた内容にプラスさせて、今回の事前調査の報告とさせていただきます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございます。

それでは、平成31年度三芳町中学生海外派遣事業について、質問があればお願いをしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これはちょっと予算のときかなとも思うのですが、オランダのほうに6名ということで、個人負担金8万円ということで、今課長のほうのオランダのほうの報告をしていただいて、本当にとても価値のある視察だなとすごく感じます。特に子供の幸福度が高いということでもありますし、説明でもすばらしいなというふうに感じます。それを中学生たったの6名、私は逆に家族旅行もできない、そういう今貧困家庭と言われているから、本当にそういった子供たちとか、そういう人たちが本当に行ける、そういった平等性をどう捉えるかということ、義務教育ですから平等性をどう捉えるかということと、それから、応募してもそれに選出されない子供さんもいるので、その精神的なもの、そういったものについてどういうふうに捉えているのか、その2点について伺います。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） 学校教育課、宇佐見でございます。

まず、平等性ということでは、やはり全中学1、2年生、あと町内に住むということで、私立中学に通いの生徒さんも対象ということで、平等性を保っているというふうには考えております。経済的にご負担ということで、今回8万円ということで提示させていただいているのですけれども、昨年実施させていただいたマレーシアのほうでは3万円ということで進めさせていただいております。それまでマレーシアのほうは、APSSとのホームステイをやっているときは、負担金6万円ということでさせていただきましたので、今回ヨーロッパのほうということで、やはり航空運賃等も考慮して8万円が妥当であるということで、こちらのほうでは考えて設定をさせていただいているところでございます。

確かに貧困家庭ということで、大変な家庭もあるかとは思いますが、やはりヨーロッパに行くようになったときに、8万円という価格で行ったときに、経済的なところでは負担が大分減った状態で応募できるのではないかと考えております。以上でございます。

選考から漏れたということで、こちらのほうはやはり全員連れていきたいというのはやまやまなのですが、やはり今までマレーシア派遣のほうもそうだったので、各学校のほうで派遣された生徒から報告会、あとそれから報告書等をもって、やはり国際交流事業ということで、町内のほうへ浸透させていきたいというふうにご検討いただいております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その選出から漏れて、そういった報告を聞けば聞くほど、逆に本当に自分も行き

たかったという、そういう気持ちは強まると思うのですけれども、選考から漏れたそういう子供たちの気持ちというのは聞いたことがあるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） お答えいたします。

選考から漏れた生徒さんへの対応につきましては、各学校長を通しながら、学年の先生ですとか、担任の先生のほうから励ましの言葉を投げかけていただき、さらにそういった、今回は派遣の選考から漏れてしまったけれども、それ以外のところで頑張ろうとか、そういったような励ましの声をかけていただいているということを聞いております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回の事前調査の報告書ということで、この前の臨時会のときでしたか、お約束していただいたのですけれども、これをもって行くことについて、子供たちの安全は、当然100%ではないけれども、保障されていると考えているということではよろしいのですか。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） お答えいたします。

安全性につきましては確保できたと考えております。しかし、やはり海外渡航ということですので、何があるかはわからないのですけれども、最善の安全を確保しながら派遣をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今度実際に中学生が行くときに引率されるのは、今回行った方ではないので、その人たちは、もしかしたら今回中学生が行く予定のところは初めての渡航になるということですね、その引率者の方々も。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） お答えいたします。

引率のほうは2名、初めてにはなるのですけれども、現地のほうで1名、コーディネーターというような形で、今回一緒に事前視察のときも3名と一緒に随行していただいた方が一緒にくっついて、本隊も2名プラス1名ということで予定をしておるところでございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それと、この中学生の派遣日程を見て、なかなかこれだったら自分のときにあつたら行きたいなと、いろいろなところを見られるなと思ったのですけれども、ふと思ったのが、マレーシアにも当然行っていますよね、派遣していますよね、マレーシアへの派遣とオランダへの派遣というものの目的は違うということではよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） お答えいたします。

中学生海外派遣実施要綱ということで、目的につきましては、募集要項にも書いてございますとおり、三芳町に在住する中学生に外国での体験を通して、日本及び諸外国の文化、伝統等について深い理解を持たせるとともに、町内における国際理解教育の推進に役立てるという目的は一緒でございます。今回派遣する国が2カ国あるというような状況で捉えておるところでございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） その派遣事業の内容が大分違うのかなとも思ったのですが、確かに観光地を回って、ほぼ観光地ですよ、後半は。回って、それでオランダの国の文化、芸術を理解するのもいいかなと思ったのですが、例えばマレーシアのときは英語教育の推進というのもありました。今回それは特に目的とはしていないということでよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（宇佐見宏一君） お答えいたします。

英語につきましては、オランダのほうでは第1言語にはなっていないのですが、やはり英語でも十分会話が通用するという国ということで、そういった英会話も含めまして、訪問先の各学校ではそういった交流も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それで思ったのですが、4日目、5日目で中高一貫校と小学校に行って、授業参観や授業見学をするそうですが、この学校での授業というのはどの言葉でやっている、どの言葉でやっているのですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

小学校のところではオランダ語でお話をずっとしていました。中高一貫校のほうは、授業によっては英語でやっている授業もありまして、そのどの部分に授業体験ができるかというのが、今の時点で決まっておりますので、どういうふうになるかわかりませんが、もちろんオランダ語で授業をしているという時間もありますので、そこになればオランダ語になってしまいますし、英語で授業もされていきましたので、どちらというのをこれから調整していくことにはなると思います。ただ子供たちも英語でコミュニケーションをとることは、私たちが訪問したときにできておりましたので、実際に子供同士の会話、または先生たちから受ける会話については英語というふうになってくると思います。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

子供たちが泊まるホテルについてなのですが、これは最初の1泊がこちらに書かれているハンプトンというところで、2泊、3泊、4泊目というのはホームステイになるのかと思うのですが、その後

のホテルというのは、移動もあると思うのですけれども、これはどこに泊まるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前11時26分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前11時27分）

○副議長（井田和宏君） 答弁を求めます。

学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） お答えします。

アイントハーヘンに関しては、事前調査の中学生派遣日程の一番上に書かれていますインテルホテル・アート・アイントハーヘンになります。アムステルダムに関しては、下のほうに書かれていますハンプトン・バイ・ヒルトン・アムステルダムに宿泊いたします。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） わかりました。そうすると、1泊は違うところということなのですね。今回視察されて、視察に行かれた皆さんは、同じホテルに泊まられているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

同じホテルに宿泊をしております。

○副議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、地域とかホテルの内容とかも全部安全だし、安心だということで見てこられたということでよろしいのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

いろいろと事前調査をされて、これだと子供たちにも大変いい機会を与えてあげられるのかなというふうにも思っております。1点だけ私が確認したいのは、オランダという国は、世界一英語力の高い国というふうにも言われておりますので、言葉のほうは私も心配はしておりません。ただホストファミリーのところには2泊されます。それで、きょうAさん宅、Bさん宅は2つ、大変日本語も勉強されているというような、そういう記述があるのですけれども、子供たちは別に日本語でなくても、少し英語がきちっとしゃべれる方であれば勉強にもなりますし、ホストファミリーというのはすごいいい考えだなというふうに思うのですが、先日オランダの紹介ビデオを見たときに、高齢の方ほど英語がしゃべれないという方がいらっしゃるという

ことで、この6人のホストファミリーの皆さんがきちっと英語をお話ができるということは確認をされているのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今回訪問したのは2家庭だったのですけれども、それ以外の家庭についても英語は通じるようになっております。

以上です。

○副議長（井田和宏） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

日程を見ていたら7日目と8日目がアムステルダムに滞在ということで、この間で子供たち自由時間というのはあるのですか。

○副議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） お答えします。

自由時間は基本的にはありません。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、変なところに行く可能性はないということで、今回ごらんになられて、昔ですけれども、アムステルダムには風俗街みたいなところがあったのです。そこら辺は生徒たちが立ち入るようなことは絶対ないということで、その辺は徹底されるということでよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

それについても事前調査で見えてまいりましたけれども、そういうことがない経路で子供たちを連れていくことができるということで確認してきております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

あと1点、ちょっとこれは子供たちのあれとは関係ないのですが、きょう説明があったのでちょっと伺いたいのですが、オランダの事前調査報告のオリンピック関連等で、三芳のほうはメモランダム、トレーニングキャンプに関する覚書ですか、これが添付されているのですが、これはちゃんと内容を確認されましたか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えします。

確認をしております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） どなたが確認されたのか、後でついでにお伺いしたいのですが、もう一つ、大事なことで、オランダ側の文書はメモランダムになっているのです。コントラクトでもないメモランダムになっていて、コントラクトにすることはないと思うのですが、ところが条文を見ていくと、「this agreement」

になっているのです。アグリーメントとメモランダムは絶対に違うのですが、なぜこういう言葉が混在しているのか、そこが確認とれているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

こちらとしては、ほぼ契約書に近い形というのが、今後やっていくほうがいだろうということで、これについて調整をしまいましたが、この中で合意できた形ということでこちらを選んでおります。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 全然質問に答えていただけていないのですが、この表題はメモランダムになっているのです。どこかわかりますよね、一番上の表題です。「Memorandum of Understanding on Training Camps」になっているのです。ところが条文の中では「this agreement」になっているのです。なぜこういう食い違いが出ているのか、お伺いしたかったのですけれども。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

他自治体で覚書をしているもので調整をオランダ側に提示させていただいた経緯があるところ、三芳町としても同じようにできればいいというふうに考えていたので、ちょっと食い違いがあるところは、そこまでこちらのほうで最終調整ができていなかったのかもしれませんが、特にこの内容で今後影響があるものではないというふうに考えております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 自治体として、ほかと契約なり何なり結ぶときに、ほかがやっているからそれでいだろうという話はどこにもないはずなのです。独自できちっと内容を精査して、問題ないなというところでお互いにサインアップするというのが当たり前の話で、今の話でいくと、ほかがやっているから大丈夫だろうみたいな話ですが、アグリーメントとメモランダムは全然違うということがまず一つ。それから表題が「Memorandum」になっていて、条文の中で「this agreement」になっていると、完全に食い違いが起こっているのです。そういうところをきちっと押さえておかないと、これ自身の内容からいくと、これで大きな問題は起こすとは思えないのですが、基本的な自治体としての姿勢として、こういうものがチェックされていないということになると、これは大きな問題に発展する可能性もあると、要するに体質がおかしいと私は言いたいのですが、ちゃんとやっているのかなというのが非常に疑問なのですが。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

こちらにつきましては、さまざまところに確認をして持っていかせていただいて、また現場でもお互いの調整をした上で覚書という形でさせていただいたものでございます。今後について契約まで持っていくのは、またきちっと調整をして、淑徳大学も含めて進めていきたいというふうに考えておりますので、その際はご指摘のとおりきちっとした上で提示できるようにしたいと思います。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、平成31年度三芳町中学生海外派遣事業についてを終

いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 36 分)

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前 11 時 39 分)

◎藤久保地域拠点施設基本構想（素案）について

○副議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を進めさせていただきます。

協議事項の 4 番、藤久保地域拠点施設基本構想（素案）についてということで説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 引き続き、政策推進室から本日 2 点ご報告をさせていただきます。

1 つ目の、藤久保地域拠点施設基本構想の素案がまとまりましたので、本日概要を説明させていただきます。お配りしました素案というのは、ホームページ上でも現在パブリックコメントを実施しておりまして、2 月 15 日から開始をしておりまして、3 月 16 日までの間で意見募集をしております。議員の皆様におかれましても、ぜひご意見等ございましたら、同じ期間、3 月 16 日までにご覧いただければと思っております。

それでは、この基本構想（素案）をごらんいただければと思います。まず、1 枚めくっていただきまして、目次をごらんください。本構想は章立てをしておりまして、1 章、2 章、3 章で構成されております。まず、第 1 章には、藤久保地域拠点施設基本構想策定の背景、その位置づけを記しております。続いて、第 2 章では、拠点施設の整備における現状と課題を整理しております。続いて、3 章では、本構想の基本理念、基本方針、検討対象施設、必要な機能、想定規模、対象敷地、配置イメージ、事業手法を整理しております。まだ構想の段階なので、これらの考え方や方向性を示してはおりますが、それぞれが決定しているものではなく、基本的な考え方を示すものというふうにご理解いただければと思います。

それでは、続いて、1 ページをごらんください。1 枚めくっていただければと思います。こちらが第 1 章、藤久保地域拠点施設基本構想の背景となります。中ほどに記載がありますが、三芳町第 5 次総合計画や公共施設マネジメント基本計画において、学校施設の地域拠点化を基本方針の一つとして掲げており、地域拠点ゾーンにおける公共施設の再配置の際には、地域の核となる施設として検討を進め、施設の更新にあわせ学校敷地内における複合化の検討を行う必要性について定められているものでございます。

また、藤久保地域拠点は、一番下段になりますが、人口集中地域の中心に位置し、現状の公共施設は、今後もまちづくりの中核的な役割を果たす拠点施設となりますことから、将来にわたり多くの住民が利用できる施設としまして、施設の基本的な方針や適切な施設機能等を示す基本構想を策定するものでございます。

続いて、2 ページをごらんください。2 ページには基本構想の位置づけを記しておりますが、次年度策定予定の藤久保地域拠点施設基本計画の前段としまして、今回藤久保地域拠点施設の基本理念、基本方針を定めるとともに、これらから導かれる施設の機能、整備・運営に当たっての基本的な考えを示すものであるというふうにご覧いただければと思います。

それでは、またもう一枚おめくりいただきまして、3 ページをごらんください。こちらが第 2 章、藤久保

地域拠点施設の整備における現状と課題でございます。この2章では、人口、財政、関連計画、既存施設の概要と課題、ワークショップに関する整理などをまとめている章で、3ページから24ページまでがこのページになっております。

続きまして、25、26ページをごらんください。こちらが第3章、藤久保地域拠点施設に係る基本的な考えを示しております。まず、(1)、基本理念でございますが、「～集い・学び・育つ～輝く未来創造拠点」、人が集まり、学び、ともに育つことで、人と人のつながりができ、一体となって未来を創造していこうというイメージでございます。こちらを定めているところです。

続いて、基本方針でございます。①、公共施設等の複合化と安心安全で環境に優しい賑わい・交流の場の創出、②、機能連携による教育、子育て、芸術文化、健康・福祉のさらなる充実、③、民間活力を導入した地域の活性化と財政負担軽減の両立ということを決めているものでございます。

続いて、26ページをごらんください。今回のこの構想では、藤久保地域拠点施設の整備における検討対象施設としまして、(1)、藤久保地域拠点における公共施設、今ある9つの施設がこちらにあります。また、(2)としましては、この拠点における公共施設以外で導入を検討する施設として、①、ふれあいセンター、②、商工会館、③、社会福祉協議会、④、次ページになりますが、民間施設、これらの整備を検討していくこととしております。

続きまして、32ページをごらんください。こちらではこの拠点の複合化により期待できる効果、留意点を各施設ごとにまとめさせていただいているものでございます。

続いて、34ページをごらんください。こちらでは各機能の整備方針をそれぞれ入れさせていただいております。

続いて、36ページをごらんください。こちらは各機能の想定規模を示しております。

続いて、37、38ページをごらんください。こちらでは整備対象敷地について、それぞれの面積、用途地域、整備可能面積等を記しております。

続きまして、次の39ページからが配置イメージとなっております。配置イメージとしまして、ABC3つのタイプで構成イメージの案をつくっております。Aのイメージが小学校と複合公共施設、民間施設、それぞれ分離して配置したモデルとなっております。

続いて、40ページの案になりますが、B案といたしまして、民間が複合施設整備を行い、必要機能を町が借り上げるモデルとなっております。

続いて、41ページが、学校と公共機能の複合化による複合公共施設のモデルとして例示をさせていただいております。

続いて、42ページをごらんください。こちらは施設運営に係る考え方を記させていただいております。管理運営の考え方を示し、施設の運営方針を記述しております。

また、おめくりいただきまして、47ページをごらんください。47ページには、想定される事業手法についてこちらにまとめ、整理させていただいております。

そして、49ページ、最終ページには、今後のスケジュールということで最終ページにまとめているものが、藤久保地域拠点の基本構想ということで素案をまとめさせていただいております。

最初にお話ししましたが、こちらに関しまして、今現在パブリックコメントを行っておりますので、

議員の皆様にもぜひごらんいただいた上で、ご意見等ございましたら、3月16日までで、時間がなく恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今藤久保地域拠点施設基本構想（素案）について説明をしていただきました。

暫時休憩いたします。

（午前11時49分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前11時49分）

○副議長（井田和宏君） それでは、12時まで質問を受けさせていただきます。

質問のある方は挙手にてお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。何点か。

まず、建物の高さという、そういう高さというのはどのくらいなのか、ある程度の案としてあるのかどうか、あったらどのくらいの高さなのか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

高さ等についてはまだ決まっておりません。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 面積がある程度限られているので、ある程度もう考えていらっしゃると思うのですが、決定はしていないのはわかりますけれども、3階なのか4階なのか、その辺は想定していると思うのですが。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

今の予定というか、想定ですと、今の藤久保小学校以上の高さにはならないように計画はしたいというふうに考えておりますが、あくまで予定でございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 小学校に限らず、ほかの複合施設も小学校の建物よりかは大きく、高くはないというふうに捉えていいわけですね。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

そのように考えていただければと思います。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 細かいところを見ていないところもありますけれども、きょういただいたので。藤久保公民館は現状でも駐車場が足りないというふうに言われていますけれども、その藤久保公民館の駐車場というのは、現状よりももっと面積をとっていくという内容でいいのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

各施設にヒアリングを行ったところ、やはり駐車場が足りないという意見、多々ございましたので、できる限り駐車場を今以上に確保できるような計画をつくっていききたいというふうに考えております。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、社会福祉協議会はこの中に、前では一応複合施設に入るかどうか検討するというので先ほど説明ありましたが、これを見ていくと、社会福祉協議会はこの複合施設に入るように、また社会福祉協議会の方もそれを希望していますけれども、やはり入る方向で検討しているというふうに考えてよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

今後具体的に来年以降、基本計画という形でつくっていくことになるかと思いますが、その中で社会福祉協議会、また住民の皆さんと協議して、本当に入るかどうかというのを来年以降決定したいというふうに考えております。今のところ導入を検討する施設として候補に上がっておりますので、検討のほうは進めていきたいと考えております。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） もと藤久保にありましたので、ぜひ住民の接点の多いところということで、社協もそれを希望していますので、それを実現できるような方向で検討していただきたいと思います。

民間施設が入っていくというところが、まして面積も広いですが、そういったところについて、民間施設と、まして小学校と複合施設というのが一緒になるというのは、とても考えられないことなのですが、図案の3番目ですね。こういったことは全く考えられないのですが、何で民間の施設をつくっていかねばならないのか、その辺について。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

町の公的負担を減らすために、公共施設を複合化することによって土地が若干余る部分もございます。そういった部分に、例えば住民の皆さんが欲しがるといった民間施設が来ることがあれば、例えば図書館等の横にカフェがあったりして、本を借りてそこで見ることもできるということが実現すれば、住民の皆さんの利益になる可能性もございますので、そういったことを検討したいというふうに考えております。

あと、小学校とほかの複合施設、公共施設が一緒になる可能性については、一応可能性として上げさせていただいておりますが、住民の皆様意見を聞いて、それが難しいという話であれば、もちろんそういったことにはならないとは思いますが。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ちょっと私今回一般質問でも出しているのですが、1つだけ。

今住民の方にもお話を聞いてというふうにお話ししているのではないですか、そういったような住民説明会とか、何年か前にやったようなワークショップ形式での住民の意見をいただく場とか、そういうのは計画策定までの間に予定しているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

今回基本構想の策定で、町の考え等々をまとめたものを作成させていただきました。来年以降基本計画については、住民の皆さまのご意見を聞いて、例えば公民館のこういった部屋が欲しいとか、こういった規模が欲しいとか、そういったところもご意見を聞きながら考えていきたいというふうに考えております。ですので、基本計画の際は、住民の説明会等も実施できればと考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これ基本計画でこれから進めるわけですが、今後この該当するような建物、公民館だとか、そこに関しての公共施設マネジメントはストップするというのでよろしいですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） お答えいたします。

質問の意図としては、今後修繕とか改善をしていかないということですか、ではなくてですか。

○副議長（井田和宏君） 山口議員、では、もう一回質問をお願いいたします。

山口議員。

○議員（山口正史君） 小修繕だとかそういうものは、常に建物を維持するのに必要なもので、そんなことを聞いているわけではないです。公共施設マネジメントはそんな目的でやっているわけではないですね。長期的に建物を保全して使用できるような環境にしておくというのが、公共施設マネジメントの趣旨です。もう既にここまでマイルストーンができていて、なおかつ公共施設マネジメントを同時進行でやるというのは、非常に財政的にも無駄が出ますが、ということでストップするのですかということを知っているのです。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） お答えいたします。

この計画自体が公共施設マネジメント基本計画のアクションプラン、個別施設計画として各施設の計画を取りまとめて、藤久保拠点にするというようなものなので、ストップとするというよりも、これを進めていくというイメージで考えていただければと思います。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、ちょっと疑問が出てくるのが、今の商工会館、あそこに関しては入るか入らないかわからな

いという状況の今の前提の中で、公共施設マネジメントの延長線だというふうに言い切れない部分が出てくるのではないですか、そこはどう扱うのですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

商工会につきましては、商工会と一緒にお話をし、今後について決めていく中で、今の時点ではまだ藤久保拠点に入るかどうかというのは決定されておられませんので、そこについてある意味、今ご指摘のように、ちょっとどちらになるかによって大分大きく違ってくると思うのですが、耐震性の問題とかもある中で、一応そこについて町としてはこういう考えだということはお伝えさせていただいておりますが、その結論というのは、確かにまだお返事として出しようがないという、藤久保拠点がもう少し見えないと出しようがないということで、進められていないところでは実際にあります。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 協議事項の途中ですが、昼食のため休憩いたします。

（午前 11 時 58 分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1 時 10 分）

◎議会より提出された政策提言の進捗状況の回答について

○副議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を進めさせていただきます。

担当課により、順番を変えて進めさせていただきます。

これよりは、今回の6番、議会より提出された政策提言の進捗状況の回答についてから進めさせていただきます。

それでは、早速説明を求めたいと思います。

観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） こんにちは、観光産業課の鈴木です。

政策提言に対する進捗状況の回答についてということで、事前にホチキスどめのペーパーをお渡ししてあるかと思います。これは昨年度の5月17日に三芳町議会政策サポーター会議という形で、ワークショップも2班に分かれていただき何度も開催していただいて、2月16日ですか、小川町のほうに先進地の視察等も行かれたということで、その後、この手法に対して抽出課題を4項目出していただいた後、5項目の政策提言をいただいたというところでございまして、大変ありがとうございました。今回は、この5項目に関して私のほうから順次、最初にペーパーが行っているかと思うので、概略のご説明をしたいと思います。その後にご質問をお受けするという形でよろしいでしょうか。

そうしたら、進めさせていただきます。まず、提言内容1番につきまして、三芳町が目指す観光の姿ということで、観光を通じてどのようなまちづくりを行っていくのかというところが、一番肝になるところのかなと思います。これに対しては、三芳町は都心から30キロ圏内とよく言われますけれども、今もなお自然豊かな武蔵野の面影が多く残ってございます。という思いのもとに、町として観光産業課としましては、既

に平成26年のときに、冠がついたときに、3本の柱を主軸としました観光戦略を打ち立てて実施いたしました。その概略は、このA3刷りのカラーでお渡ししてあるかと思えます。こちらのほうは渡辺主幹のほうから説明させます。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。

続きまして、まず今申し上げたとおり、我々は平成26年度に今までのやっている仕事をちょっと整理、内部でも人事異動等がございいますので、異動で来た職員がすぐにこういう仕事をやっているということがわかりやすくするために、ちょっと整理をして仕事をやっていこうということで、こういった形でちょっと体系図みたいのをつくりました。

その中で、まず1つ目の柱としまして、三芳町のイメージアップ戦略として、町の観光スポット、イベント、旬の観光情報などをホームページ、ちょこたび埼玉など埼玉県公式観光サイト、各種メディアへの積極的なプレスリリース、またSNSなどを活用しまして情報発信を行いました。

このA3刷りのカラーのものなのですが、一番端に観光振興と書いてありまして、その右隣に、3つ、魅力発信イメージアップ戦略、その下が魅力アップイベント戦略、新たな魅力発掘・発信戦略と、これが3本の柱でございます。

2つ目の柱といたしまして、魅力アップイベント戦略として、世界一のいも掘りまつりを初め、キャラクターの積極的な活用も含め、数多くのイベントの開催及び参加、竹間沢ホテルの鑑賞を初め、地域に密着したイベントのバックアップを行い、イベントによる三芳町の魅力のアピールを行いました。

そして、3つ目の柱といたしまして、新たな魅力発掘・発信戦略として、いも街道のメジャー化に向けましての取り組みとして、いも街道の看板設置や旧島田家住宅周辺を観光の拠点として整備を行いました。

以上が、3本の柱を主軸とした観光事業を行ってきたわけですが、その中でそれぞれの課題等の整理を行い、何が足りないのかを見きわめながら観光施策に反映させていくことが重要と考えております。

提言1についての答えとしては以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 全体を先に。では、観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 続きまして、提言内容2につきまして進めさせていただきます。

観光に特化した部署や組織が必要ということなのですが、平成24年度から、さきの鈴木議員の答弁にもあったかと思うのですが、環境産業課のほうを観光産業課、環境部門を外して観光産業課という形で銘打って、観光を前面に押し出して観光政策をやってきたところでございます。一番主なものとしては、世界一のいも掘りまつりを平成23年度から創設しまして、前年度の8回目のいも掘りまつりが終わりました。こういったところを推進しながら、平成27年度には農林水産祭におきまして天皇杯を受賞、また去年は農業遺産の認定と、地域の知名度を上げてきたところでございます。また、これらはいも掘りだとか、農業遺産だとかというところが上富に特化しやすいところなのですが、竹間沢のほたる育成会等も連携した形で町全体にいい影響を与えていければなと思いつつながら事業を進めているところでございます。

また、部署に関しましては、やはり機構改革ですとか、全庁的な問題等にはなってくるかと思っておりますので、関係部署との調整を図りたいと思っております。

次に、観光施策推進のための人づくりで具体的に進めていることがありますかということなのですが、今

まで取り組んだ中には、やはり観光を推進するに当たり、人づくりは大変重要なこととっております。列挙いたしますと、今やっていることとしましては、平成20年度に協働のまちづくり条例が施行されたことによりまして、協働のまちづくりネットワークが設立されました。その中で産業観光グループのほうと町と協働で観光事業を随時行っているところでございます。

次に、また三芳町職員においても、若手職員、主に新採用職員ですが、体験落ち葉掃きを1月に行っておりますが、その中にボランティアとして参加していただき、町の重要な農業遺産の真骨頂となります体験落ち葉掃きを通じて観光イベントの研修を行っております。

また、官学連携としましては、毎年淑徳大学の学生と一緒に世界一のいも掘りまつりにボランティア参加してもらって、町の観光について学んでもらっております。

また、町内の学校と連携いたしました小学校、平成31年度には、ことし行われました農業塾、この延長といたしまして、小学校のほうで武蔵野の落ち葉堆肥農法による土づくりについて学んでもらおうという計画がございます。

また、広域連合としては、世界農業遺産の申請をいたしました武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会におきまして、賛助会員とあわせて、落ち葉掃きの、一番大変なところなのでございますが、落ち葉掃きサポーターの登録制度を何とかつくりたいなと思っております。

以上が、2番の提言のところでございます。

続きまして、提言内容3番です。こちらは情報発信のための観光拠点、この観光拠点づくりをどのように考えているかということです。これも日本農業遺産に認定された落ち葉堆肥農法について、貴重な地域資源としまして、一般の方々に広く関心を持っていただくために、協議会を主に通してなのですが、積極的な情報発信が必要であると認識しているところでございます。これまで農業体験や各種イベントについても、SNS等では発信はしておりますが、なかなかそういったものの活用が難しい世代におきまして、情報をどこか簡単にとりにいけるところがいいなというお話がございますので、その辺を整理してこうということございまして、農山漁村振興交付金事業、その中で農泊事業というのがございまして、その補助金を活用しまして、平成30年度に役場の7階、展望室を今現在リニューアル中なのですが、こちらをリニューアルして農業遺産の学習をしたり、イベントの情報をとれたり、観光資源の情報を一層集約、発信する拠点として現在整備しているところでございます。

提言内容4番につきまして、交通の利便の悪さというのが三芳町の観光の弱みであるという提言をいただいております。その中で駐車場の整備等のインフラ、こちらをどのように考えているのかということかと思っております。これはやはり観光産業課ならずとも、庁内全課持っている課題ではあるのですが、やはり交通網の整備、駐車場の確保は重要なこととっております。この交通整備なのですが、今回世界一のいも掘りまつり、あわせて産業祭のほうでシャトルバスの運行を試行しております。このデータをもとに以降のシャトルバスに関連した、運行することによってどのぐらいの有効性が図られるのかということをはかっていきたいと思っております。

また、同時に、いも街道のほうはどうしても駐車場が少なく、あの辺が、農業センターを中心としたところが拠点になるのかなとは思っておりますが、その辺の駐車スペースの確保、買い上げというのはなかなか難しい部分があるのかもしれませんが、いも掘りまつりのときにあいている空き地を、その都度地主さんと

交渉しながら、その期間だけは借りるように努めているところがございます。そういったところで駐車場のスペース確保を中心としたインフラ整備は重要だと考えております。

最後の提言内容5番につきまして、計画的に進捗状況を検証しながらやって進めたらどうかというご提言だと思います。この提言書の最後のほうにもつけていただいているのですが、改めて三芳町の第5次総合計画、こちらのほうは平成35年度までのものなのですが、自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進の中で、観光・地域ブランドとして観光拠点の整備、観光資源のブランド化、6次産業プラスの推進を今後の施策としてございます。その中でも観光資源のブランド化と6次産業プラスについては、重点プロジェクトとして位置づけているところがございます。これらの施策は毎年進捗状況を報告検証しているシステムがありますので、また8年間の事業計画なのでございますが、必要が生じた場合は見直しもできる形となっております。

また、三芳町の観光に係る取り組みにつきましては、先ほど来申し上げました農泊事業の中で農泊推進協議会を設立しております。こちらの協議会の中で農業体験を主軸とした観光計画、定量的な数値目標を定めているところがございます。当計画では、この交付金を実施する2年間の活動計画を定めまして、その結果を検証する目標年度における目標値と評価指標が盛り込まれてございます。協議会では当該年度においても、終了後検証をしていく所存でございます。

以上が回答となります。ありがとうございました。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございました。

今担当課より、議会より提出された政策提言の進捗状況の回答について説明をいただきました。

質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 説明と資料、ありがとうございます。もしかけ離れた質問だったら返答はいいのですけれども、こういった農業を推進するという立場の観光産業だと思うのですけれども、現実的に三芳町において農業の後継者というのは、こういったPRをすることによってふえているのか、それとも減っているのか、その辺についてはどういうふうに捉えていますか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 実数としては、後継者部会、4Hですとか、農研とか、後継者部会があるかと思うのですが、実際はふえるというのはなかなか難しいのかなとは思っています。現状維持をできているところではないのかなと思っております。埼玉県内、川越管内の4Hの発表会なんかも毎年狭山で行われているのですけれども、そちらに行きますと、三芳町はかなり多いです。川越なんかですと4H自体がなく、やっとなんか復活したという状況にありますので、ふやすというのはなかなか難しいことだと思いますので、現状維持はできているのかなと思っております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回進捗状況の回答ということでいただいたのですけれども、見ていて、ちょっと余り回答になっていないかなというところもあると思うのです。例えば提言内容2とかだと、どのような状況かというのですけれ

ども、過去にこういうことをやっていたよということを述べているだけで、今後どうするかというのは、特に平成24年からとか27年からとありますけれども、この提言書をつくられたのが、平成29年度中に町民の皆様と話し合っただけです。だからそのときに、平成29年度の時点で観光施策というのが町にとってちょっと足りないのではないかとという意味で、こういう提言のテーマも決まったしということで出したと思うのですが、それ以前にこういうことをやっていたよ、いや、それでは足りないから町民が出したのですよ、だから町はもっと本腰を入れて動いてくださいという意味の提言だと思っておりますが、こういったところを踏まえて、もう平成30年度終わります。31年度以降これをやるというのは、目玉として、観光施策として、これを目玉にやりますというわかりやすいものというのはあるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 厳しいご指摘で、なかなか現状の人員の中でやることは、いろいろなことをやっていくのは難しい部分はあるのですが、その中でも特化した部署は必要ではないかというところで、観光産業課1課でなかなか応えるのが難しい部分ではありますので、調整が必要なのかなとは思っております。ただその中でも日本農業遺産をとったことによって、農泊事業の交付金をもらうときにアドバンテージがもらえたのです。早速申請しまして、農泊事業の中で2年間農業体験事業、それと7階でやっています拠点整備事業、それと商品開発、3本柱を立てまして、今1年目が過ぎようかとしているところでございます。

その中で、2年間は役場が主にかかわってやっていくという形で軌道に乗らせて上げるということで今やっているところなのですが、それが成功すれば自立してもらって地域のほうで、もちろん上富だけではなくて全地域の、藤久保も竹間沢も入っていますので、全地域の観光がより、その2年間の中でいろいろなことをして、その中でどういうものが必要かというのを見きわめていきたいなというところで、いろいろな事業をやっているところでございます。その辺を目玉に、そこで組織が必要であれば提言を受けて、進言していければなと考えております。

○副議長（井田和宏君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ご説明ありがとうございます、ご回答いただきまして。

この提言の内容の2と3にかかわる部分があるのですが、サポーターの皆さんとの協議をした中では、やはり発信をする拠点が必要ではないかというお声がたくさんあったのです。それで、この回答を見ますと、やはり新たにこの提言の3の中では、7階のところには日本農業遺産の部分でのリニューアルをという部分がございますけれども、町全体でやはりこの情報発信をする観光拠点、例えば小川町とか視察に行ったときには、観光協会とかという部分もございましたけれども、やはりそういう本当にこの観光にかかわる部分での、今いろいろな農業の部分とかありますけれども、この町全体の観光にかかわるやはり拠点施設、それを町はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主任。

○観光産業課農業振興担当主任（打田欽也君） 打田と申します。お答えさせていただきます。

今議員ご指摘のように、今7階におきましては、もともと活用が未利用だった展望スペースにおきまして、農泊推進交付金を活用して、農業遺産を中心とした情報発信の拠点整備を進めているところでございます。観光産業課におきましては、特に議員ご指摘のように、農業だけではなく観光全体の拠点整備が必要なのではないかなというふうなお話だったと思うのですが、現状農業を中心として農業体験をまず第一に

町の魅力として捉えて、これを情報として集約していくことがまず第一歩なのかなというふうに捉えております。町の観光を今後促進していく上で、農業遺産をさらに周知させていくために7階の拠点整備を始めていくことをございますから、今後これを、この2年間の交付金を活用して、さらにその広がりをもどのように見せていくのかというところが、今後の課題なのかなというふうに認識しているところです。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

先ほど鈴木議員からも質問があったのですが、過去にこういうことをやってきたよと、この政策提言がなされた背景が、さっきどなたかおっしゃったように、町の観光産業、今決して盛り上がっているとは言えない状況で、住民の方も交えてこういう提言をさせていただいたのですが、実際にこの5年間、観光客はどのくらいふえています。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。お答えします。

公式な数字として、入り込み客数というのがございまして、大体8万人ぐらいでずっと推移しているところです。ふえているのは、例えばここ5年ぐらいですと、5,000人ぐらいふえているぐらいな状況です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） このきょうの回答なのか何だかわからないのですが、進捗状況を伺っていて、一つわからない、特に提言内容3です。今岩城議員も指摘されましたけれども、これ見ていて、どこに情報を発信しようとしているのか私見えないのです。どこに、例えば農泊でも何でもいいですけども、誰に対して発信しようとしているのですか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 観光産業課、鈴木です。

もちろん初期段階では町民の皆さんにということで発信はしているのですが、もちろんSNS等では発信していますので、全国という形にはなっているのですが、なかなか現実的には町外からの方がなかなか少ない、実際には泊まっていただく方もなかなか少ないというのが現実でございます。その中で事務局の担当者もいろいろ試行錯誤しながら事業を考えて、どれが三芳町に合っているのかどうかというところを見きわめるために、ちょっと今やっているところでございます。

また、もしいいご意見があれば、いろいろなところでご意見を聞きながら、もちろん町内だけではなく、町外、県外、いろいろなところから来ていただくのがいいのかと思うのですが、一番の強みはやはり都市農業とか、都心に近いというところがありますので、都内に限らず都会には多くの潜在能力が秘められていると思いますので、そちらの人材を誘致できれば、その後の野菜等の、もしくは6次産品等の売り上げにつながるのかなと思っております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

基本的に観光というと、町内の観光というのはないですから、住民が回ったって観光とは言わないですか

ら、やはり町外です。その場合に、この7階を情報の発信拠点というのは、私全然理解できないのは、大分前にハーモニーが7階にありました。お客さんがなかなか来ないと、大きな理由が何かというのは、その辺は分析されて、ある理由から今のコピスの横に移ったのですが、そこら辺というのは検討されましたか、というか、ご存じですか。

そこら辺調べていらっしやらないと思うのですが、やはり7階というのは、庁舎に来て7階に上がるというのは、抵抗感が非常に強いということで、何を持ってきても難しいと、要するに役場に用があって、その窓口が7階だったら、それは行くでしょうけれども、それ以外の何を持ってきても難しいということで、手をつなぐ親の会の方たちが向こうに移りたいという経緯もあったのです。ちょっと電気設備の問題もあったのですが、それ以外にもありました。

これはどこへいっても多分同じ答えになると思うのですが、やはり上に上がれば上がるほど行きにくいというのが、どうも人間の心理としてあるらしいのです。ましてや、町外の方をターゲットにするのであれば、わざわざ庁舎に来て、それで7階に上がる、そんな面倒くさいことはしないです。住民だって余りやりたくないのだから。やはり観光協会をつくれとは私、そこまでは言わないのですけれども、少なくとも情報発信を外部にするのであれば、本当は駅がいいのですが、駅はありませんから、例えば藤久保の、一番駅に近いだろう藤久保の社協がこちらに移ってこられていますよね、その一画を利用するとか、手はあると思うのです。ずっと来た方がそこにいらっしやるわけではないから、震災の問題もそんなに、あそこはすぐ潰れるという耐震診断でもそういう結果は出ていませんから。できるだけ町外の方がすぐに来られるような場所にしてい、一括してどんな事業、農泊もそうですし、いも掘りもそうですし、産業祭もそうですけれども、そこに行けば三芳のこれからやろうとしている情報が手に入るような、そういう拠点づくりをしないと、私はこの7階を幾らいじくってもだめだろうと、関係者以外来ないのではないかなと思っていますが、いかがですか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 鈴木です。

ありがとうございます。そのとおりかなと思います。もちろん藤久保拠点のほうで整備された暁には、そこにも何かできればいいなとは考えておりますし、また7階というのはハードルが高いというところで、ご指摘があったとおりにかと思えます。観光産業推進協議会、農泊協議会のほうでも少し、土日なんか役場はさらに閉まっていますので、その辺も考えて、やはり農業センターのほうに拠点をもう一つつくりたいなども、協議会のほうでお話し合いをしているところでございます。もちろん電車を使って来る人、車を使って来る人、もしくは役場に来る人に対して、いろいろなところでいろいろな発信ができればいいなと思って、まだその足かがりとして、あいていたということもあるのですけれども、7階のほうにまずは拠点整備をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません、もう一つだけお願いしたいのですけれども、提言内容4の交通の件ですが、これで今年の産業祭とかでシャトルバスをやったと、それは新たな試みだとは思いますが、

このデータを駐車場等のインフラ整備ということで、どうも聞いていると、車で来るのを前提としているような気がするのです。例えば駅はないですけれども、人が集まるような駅とかに置く場合に、その人たちはどうやって、ではいも街道とかに行くのかとか、そういったことまでも考えての基礎データということでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。

議員さんおっしゃるとおり、できれば公共の交通網が整備されていれば一番いい状況であると思います。ただこれに関しては、多分1時間にバス1本ふやすだけでも相当な費用がかかるということで、今まで議論がされてきたところでございます。今こちらとして考えているのは、なかなかその部分はちょっと難しいなということで、例えばパークアンドライドみたいな考え方で、例えば島田家のあたりに駐車場がもし確保できれば、そこを中心として、あるいは三芳町役場に一旦車を置いていただいて、そこで自転車で、ただそう考えたとしても、要はそこから例えば島田家周辺の観光地のところに行くにも、歩道が全て整備されたわけではないので、途中危険箇所もありますので、いろいろな難しい状況がありますので、そういうのも含めて時間をかけて将来的に解決というか、克服できればいいなとは思っております。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） あと、この回答の中で、ちょっと今同じところなのですが、一つ気になったのが、今の観光拠点のところ。下から3行目の県土整備事務所によるいも街道の歩道整備の早期完了が望まれると、それはもちろん望んでいるのはわかるのですけれども、これは所管が違うからとは思いますが、これ県道の部分ではないですか、だから県のほうに要望は何度も、しつこいぐらい出しているのか、それとも早くやってくれないかなと、やってほしいのだけれどもなと望んで待っているだけなのか、こちらやはり歩道がしっかり整備されて、車で通るだけが観光ではなくて、やはり歩いて見てもらうというのも大事だと思うので、そちらはどうお考えでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。

いも街道をイメージした場合に、例えば1,620メートルぐらい、あそこの上富の交差点から多福寺の交差点まで大体あるのですけれども、あそこは全て両側5メートルの歩道ができた場合、徒歩にしる自転車にしる、すごく圧巻な観光地になると思っています。ただそれはあくまでも観光課としてのイメージなのですけれども、実際道路の進捗状況としては、恐らく土木課なりが早く完了してほしいみたいな要望書を、あるいは議員さんたちも一生懸命そういった働きかけというか、そういうのは恐らく行っていただいているとは思いますが、我々観光課としては、あそこ、あの通りが早くそういった歩道ができて、例えば木道というのですか、そういうのが整備されると、すごく観光地としてはいい観光地になるのかなと、そこに例えば今農家さんがサツマイモを直売しているのですが、やはり実際そこで食べるものがあると一番いいと思います。飲食店がふえるなり、例えば焼き芋街道みたいに、そこいら中に焼き芋をやっているとすごくいいのかなというイメージはあります。

ここで一つヒントとして、品川のほうで「やきいもテラス」という焼き芋を売る店が10店舗ぐらいですか、1週間ぐらい売るので、そこに数万人のお客が来るというところで、1時間待ち、2時間待ちが

当たり前なのです。例えばあそこの歩道がそういうふうに整備されて、そこいら中でそういうのが売られているようなちょっとイメージがあるのですけれども、そうするとその時期になったらあちこちからそこに行こうという、それぐらい何かお芋に特化して観光で売り出したりできればいいなという、そういうのがあるのですけれども、ただ、話がちょっとそれてしまっているかもしれないのですけれども、そこの整備に関しては観光としてはそういう思いがあるのですけれども、今現在整備を見守るとしかちょっと言いようがないというところでございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今のお話し聞いていても他力本願で、たとえばあそこの歩道が整備されたからといって、屋台を出して焼き芋を売れるかという、自転車と徒歩の人はいいのですけれども、車があそこで駐車したら問題が起きます。だからそもそもの考え方が他力本願だということ、本当に、ではそれができたときやれるのかということまで全然検討されていないです。だから、そういう意味ではすごく前向きではないというふうにしかならないのです。一つあるのは、資料館に結構人がいらっしゃっているのですが、その人たちはどういう方が来られているかというのを分析されていますか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。

今資料館は大体年間7,000人ぐらいのお客さんが来ている状況です。内訳としましては、団体でバスに乗ってこられる方もいらっしゃいますし、あと近隣を散歩してウォーキングの途中で歩いている方なんかも随分おるといのは聞いております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 町内で1つの施設で7,000人も来るといのは、そこそこのインパクトあります。私が聞いている、資料館の方に聞いたのですが、結構町外の方が多いのです。みずほ台の駅から歩いてこられるのだろうと、それが散歩になるのかどうかは知りませんが。先ほど社協の後と言いましたけれども、結局そういう人たちを今度は上富につなげるような施策だっただけであると思うのです。だから、全然何か工夫がされていないなというふうにしかならない、さっきから聞いていて、あるいはこの資料を見ても思うのです。もうちょっと前向きに、今ある資産というか、資源を十分に生かして、町外から来てもらいたいというのが観光の根本です。町民に知らせるといのはまた別の話です、これ。

ですから、観光産業課としてはやはりどういうふうに、今ある資源をどうやって有効利用するか、それには現時点の分析が必要ですし、そこから今度ターゲットをどう持っていくのかという戦略も必要ですし、やはりそこがすごい欠けていると思うのです。だからそういう形での取り組みをぜひしていただきたいと思うのですが。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課商工観光担当主幹。

○観光産業課商工観光担当主幹（渡辺隆之君） 渡辺です。

今議員さんのご意見のとおり、消極的というか、ちょっと積極的にやっている部分が少ないかということで、おっしゃるとおりだと思います。例えば観光案内ですれば、役場7階というよりは、来て、一番最初に

入ったところに案内所があるべきであると思います。デパートなんかでも、入ったらすぐそこに、最初のところにインフォメーションコーナーがある。ごく当たり前というか、常識的な指摘だと思います。あと、社協のあいているスペース、当然向こうのほうが人口が多いわけですから、そういったのも当然だと思います。

先ほどうちのほうもお答えしたのですけれども、今は確かに人的とか、たまたまといっちはあれなのですけれども、物理的に7階があいているところなので、今農業遺産もとりました、それで映画も完成しましたので、ではそこで、案内する部分では確かに物理的にはちょっと余りいいところではないのですが、映画も上映することもできます。団体のお客さんが来たときに、すぐにそこで映画「武蔵野」も上映できますので、そういったこともちょっと総合的に考えて、当面そこで少しというか、実験的とは言わないのですけれども、そこで観光についてちょっと頑張っていきたいという思いで、今そういった状況に至っているところでございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございます。

今いろいろ説明を聞いていて、三芳にあるものを生かして観光につなげていきたいと、その思いはすごくわかるのですけれども、農業的な、野菜的な、そういった部分はよくわかったのですけれども、町内にやはりいろいろな企業がいっぱいあると思いますので、そちらとの連携というのが一つも書いてないのがちょっと気になって、工場見学であるとか、そういったところも今観光の一つになってきている部分はあると思いますので、そういったところもぜひ考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 工場見学なんかは何度かご質問いただいたことがありまして、町長のほうがやっている企業訪問、あちらのほうでいろいろな形でお話をさせていただいているようでございます。また、来年度に向けましては、農泊の協議会のほうもそうなのですけれども、6次産品をつくって協議会の資源にするような形で準備をしているところでございます。また、農泊協議会のほうにはA社——、固有名詞を出しているのかどうかわからないのですけれども、入ってもらってまして、ここが実にいろいろなことを今やっていただいているところでございますので、少しノウハウをおかりしながら勉強していきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） 以上で、議会より提出された政策提言の進捗状況の回答についてを終了いたします。ご説明ありがとうございます。

暫時休憩します。

（午後 1時53分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

◎供用予定時期の変更について

○副議長（井田和宏君） 協議事項の7番目、供用予定時期の変更についてをお願いいたします。

まずは、説明を求めます。

総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） 説明いたします。

お手元の資料の第2回三芳スマートIC地区協議会資料というのをごらんいただきたいと思います。こちらのほう、前回議会か、予算決算委員会の久保議員から、早目に供用目標時期を変更するなら、情報提供をというお叱りの言葉がありまして、その後、大宮国道にも再三お願いして、供用時期、いまだに年末になってもはっきりしないのはちょっと耐えられないということで、会議開催ではなくて、書面開催ということで地区協議会を開いたというていになっております。公表できたのが1月29日、30日ぐらいであります。それでホームページのほうも既に公表しております。

資料の説明をいたします。事業範囲ということで、これお決まりの資料で位置図がついております。路線名は関越自動車道新潟線のちょうど真ん中辺ですか、三芳のパーキングがあって、位置図的な三芳スマートインターチェンジの絵があります。本来は2の供用時期の変更についてということで、変更理由としまして、主要アクセス道路等の安全対策の検討に時間を要したため、供用予定時期は下記となる見込みと、具体的な供用時期につきましては、工事の見通しが立った時点で改めて工程を精査し、報告する。

供用予定時期、当初平成31年、元号が変わりましたので、2019年3月となっていたものを、平成33年度(2021年度)以降という表現にしております。

というのは、まだ事業用地の取得が100%に達していないということと、事業用地取得後に下り線等に、上下線、文化財の試掘調査が予定されているのですけれども、特に下り線側は包蔵地となっておりまして、万が一旧石器時代の遺物が出たら本調査に移行するというので、文化財の本調査になってしまうと、県の埋文事業団に依頼して調査するというので、6カ月から1年かかってしまうというところがちょっと未確定でございますので、こういう表現にしております。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 今供用予定時期の変更について説明をいただきました。

質問をお受けしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今ありました文化財の保護地というところで、今学校教育課のほうのテントが実際には農地のところに設置されているのですけれども、そこはもう文化財保護地のそういった地面を発掘するための調査のために現在それが行われているのか、今おっしゃったことに関連しての実際今の事業なのか、お尋ねします。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） 一部につきましては、事業用地の取得前ですけれども、地権者の意向によりまして試掘調査に入っております。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、先ほど言ったように、文化財保護地のいうところの場所のことではないということによろしいわけですね。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） 下り線のパーキングエリア周辺が文化財の包蔵地になっております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、先日総合調整幹のほうで、ふじみ野と三芳の地方道ではなくて、今度県道のほうを誘導するというふうなことで進められていますよね。県道のほうで三角のところでは12月に交通事故がありました。また、1月にもそういった人身事故があったと思うのですけれども、その辺は担当課もご存じだと思うのです。そういった12月に起きた事故、それから1月に起きた事故、その辺の詳細を述べてもらうとともに、交通安全対策が全くないというふうには今捉えているのですけれども、その辺はどういうふうには捉えていますか。

○副議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時02分）

○副議長（井田和宏君） 再開します。

（午後 2時02分）

○副議長（井田和宏君） 安全対策のことについてお答えをいただけますでしょうか。

○総合調整幹（太田秀平君） 安全対策ですか、これ供用時期の変更ではなくて。

○議員（吉村美津子君） 全部絡みではないですか、何のために変更したのかということで、全部絡みでしょう、それを聞いているのです。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） 前回本名議員でしたか、誘導についてはどう考えているのかということで、まだ案の段階ではございますが、主要アクセス道路というのが、三芳スマートインターチェンジをつくと、県道56号、ふじみ野市道5-85号、イムスのところの県道334号が、3本国道254号に接続しておりますので、実施計画はそちらを利用する車が多いのではないかとということで、アクセス道路という表現をしております。変更ではございません。ただ誘導に関して、本名議員さんから質問がありましたので、再三3回の安全対策調整会議と、ある心配なされている市民団体の方と懇談をして、ふじみ野市道5-85号、県道334号について非常に脆弱であるので、対策を強く求めるご要望がありましたので、その3本を比較すると、県道56号は主要地方道という位置づけになって、何とか所沢線というのがちょっと出てこないのですけれども、急に。主要地方道というのが一般県道とふじみ野市道よりも格が上なのです。主要都市と主要都市を結ぶ動脈です、県道の中でも。だから、そちらのほうを誘導しようというふうには考えておりますということをお答えいたしました。

ふじみ野市さんからも情報提供ありまして、ある政党の新聞で、誘導路を変更したとか、全然何かでたら

めな情報が出回っているのですけれども、変更したとは一言も言っておりません。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。実際に総合調整幹のお話で変更したというふうに受けとめていたのですけれども、ではそれは変更していないで、考えているということで、そういうことでよろしいわけですね、きょうはそういった決定ではなくて、そちらに考えているということでいいのですか。

○副議長（井田和宏君） 今供用開始時期の変更ですので、それに関する質問をお願いいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほど冒頭でこの供用時期変更のための地区協議会がなかなか開けなくて、書面会議になったと言っていました、やはり結構大きな事業のことですから、できれば対面のほうがよかったのかなとは思っているのですが、この書面になってしまった理由、皆さんの都合がつかなかったのかもしれませんが、それがわかればお願いします。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） お答えいたします。

当初の大宮国道との調整では、年度末ごろにいかがかなという話があったのですけれども、町のほうで、来年度の予算編成もあるし、そんな遅くては無理だということで、
急遽大宮の所長が国土交通本省にかけ合って、急に開くというのでも、地区協議会のメンバーはそろわないので、事業時期だけですので、その国土交通本省の考え方は、町だと一大事業なのですから、時期ぐらいであれば書面でいいのではないかと、町も急いでいるようだしということで急遽決まったので、会議で開催するのであれば、この間お配りした安全対策調整会議のように、いついつ開きますというご案内ができたのですけれども、急遽これだけ急ぐということで事後報告になってしまい、申しわけありません。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。説明ありがとうございます。

この第2回地区協議会ですけれども、書面開催で、その要旨はわかりましたけれども、そのテーマ、会議の協議事項として、今お話があったように、この供用時期の延期という、それだけであったのか、内容が。それをお尋ねいたします。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） 議事に関しましてはこれのみです。

○副議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これまでというか、第1回地区協議会においては、たしか非公開ではあったと思いますが、議事録はホームページで公開されていますけれども、この第2回については、開催があったということ、内容をホームページでやはり載せるようなことになるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 総合調整幹。

○総合調整幹（太田秀平君） ちょっとおくらせていますけれども、近々ホームページにアップする予定でございます、資料等。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、供用予定時期の変更についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時09分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時19分）

○副議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き、協議事項を行います。

その前に、先ほど総合調整幹の答弁の一部に不適切と認める発言がございましたので、後刻議事録を調査の上措置することといたしましたので、ご了解をお願いいたします。

◎みどり共生産業ゾーン沿道における企業誘致状況について

○副議長（井田和宏君） それでは、協議事項の8番目、みどり共生産業ゾーン沿道における企業誘致の状況について説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） 皆さん、こんにちは。それでは、みどり共生産業ゾーン、町道幹線3号線沿道における企業誘致状況についてご説明申し上げます。

まず初めにお配りしました資料の確認をさせていただきます。一覧表と、それからこちらのグレーの、この2枚だけとなります。よろしいでしょうか。

まず、企業誘致及び留置につきましては、平成29年4月より都市計画課内に設置され、業務を進めているところでございます。相談件数はきょう現在おおむね60件ございました。ほとんどが流通業務系の相談でございます。その中で熟度が増し、指定に至った相談が本日お配りしました資料にある4件でございます。少しずつではございますが、成果があらわれてきているところだと感じております。また、現在も引き続き相

談を受け、地権者との交渉を進めている箇所も数件ございます。今後も引き続きさまざまな調査研究を行い、企業誘致に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、お配りしました図面と一覧表をそれぞれ見ていただきながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

現在一覧表のほうで示したとおり、3カ所の区域指定を行い、1カ所の区域指定の手続を行っているところでございます。まず、一覧表の1番目ですが、都市計画法第34条第12号の区域指定第1号となった三芳パーキングエリア北側の約1.4ヘクタールの土地で、平成28年1月29日に区域指定を行いました。

次に、一覧表2番目ですが、区域指定第2号となります。この区域指定は、一覧表の一番上にある区域指定の拡張になります。この拡張部分の区域指定は平成30年12月25日に行いました。この拡張により、全体で約1.9ヘクタールの区域指定を行い、町の開発指導要綱に基づく事前協議が終了し、現在都市計画法に基づく開発許可申請が提出され、審査も終わり、開発許可をここでお渡しする段階となっております。

次に、一覧表3番目になりますが、町道幹線3号線と町道幹線15号線の丁字路交差点から南へ約100メートルに行ったところで、約1ヘクタールの区域指定をことし2月1日に行いました。今後町の指導要綱に基づく事前協議、それから都市計画法に基づく開発許可申請が提出され、その計画上の予定ですけれども、7月中旬ころから工事の着工という予定が出てきているところでございます。

最後に、4番目になりますが、この場所は町道幹線3号線と町道幹線17号線の丁字路、既存のパン工場の北側約150メートルの約0.15ヘクタールの土地でございます。昨年11月に指定予定でしたが、事業者の計画内容の変更等により、今月、恐らく今週中に申し出が出てくる予定でございます。申し出が出てくれば、3月上旬、初旬くらいには地権者の説明会を行う予定となっております。この区域につきましても今後町の指導要綱に基づく事前協議の提出、また都市計画法に基づく開発許可申請が提出される予定でございます。

以上、現在3カ所の区域指定を行い、1カ所の区域指定を行う予定ですが、先ほども説明したとおり、この4カ所以外でも、平成29年より引き続き相談を受けている箇所がまだ数件ございます。そちらのほうの数件につきましても、今後熟度が増してくれば相談票が出てくると、区域指定の申し出書が出てくるという形になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） それでは、今担当課より、みどり共生産業ゾーン沿道における企業誘致の状況について説明をいただきました。

ご質問のある方は挙手にてお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 3番目についてお尋ねします。ここは三芳中学校の近くになると思います。規模もちよっと大きいと思いますけれども、そういった子供たちの通学路関係にもあると思うのです。それで、学校、または学校教育課、そういったところの連携みたいなものも私は必要だと思っておりますが、この点はどういうふうに捉えますか。

○副議長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

今三芳中学校の近くということで、この辺のあたりは全て三芳中学校の近くといえば近くなもので、それ

と今議員ご指摘のとおり、通学路にもなっている部分だと思えます。これにつきましては、今現在ではこの区域指定を行って、今後町の指導要綱に基づく事前協議等が提出されます。その段階ではもちろん通常の前協議の流れとしましても、道路交通課、それから上下水道課、学校教育課、それぞれの関連する部署に意見を求めることになります。その安全対策として、例えば歩道の設置だとか、そういうものについては、今後また道路のほうとの協議は必要になってくると思いますが、今の現状での安全対策、どういうふうにすればいいのか、これはそれぞれの担当課のほうに意見をいただいて、できる範囲のことをしていくという形になると思えます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今おっしゃったように、できるだけ範囲の対応となると思うのですが、実際には今全部が該当すると言いましたけれども、私もそれは、ただ1番、2番についてはちょっと距離があるので、大きくはこの3番が建物も、全部で面積が1ヘクタールということで、大きい影響があるし、倉庫ですと、どうしても物を運ぶ物流になるので、そういった車が走るわけなので、現状は片側です、歩道が。自転車道というのはありません。通学路だから、やはりこういったことに対して、そういう事故が起きないような安全対策というのは、当然できる限りやはり考えて知恵を出してやっていくべきではないかと、特に学校の、それから学校教育課のそういう意見というのも聞きながら、やはり安全対策を先に考えるということが大事ではないですかということです。

○副議長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

今議員おっしゃられたとおり、現状の中での安全対策ということになると思えます。例えば物流倉庫ですから、恐らく運送車両というのですか、車両が今まで以上にふえてくるということになりますと、例えば片側に今歩道がございます。その歩道の開口部をできるだけ必要最小限に抑えろとか、または歩道の部分にその出入り口がはっきりわかるような標示をしろとか、いろいろな安全対策が図られるかなと思います。その中で今言われたように、学校教育だとか道路交通関係各所にその辺の意見を求めて、その事業者に対して協定を結んで、その意見をのんでいただく、できるだけのんでいただくような形の協定を結ぶという形になっていくかと考えております。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

1、2、3が確定ということで、4番もほぼ確定なのでしょうが、大体ここの固定資産額、年額、建物は建てないとわからないですけれども、土地の少なくとも固定資産額は年間どのくらい見込まれているのか、概算で結構です。

○副議長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

今議員さんからお話があったように、建物が実際の計画どおり建った場合、それが実際にできてからの固

定資産税ということになると思いますが、今の計画段階での試算は税務課のほうの協力を得て出しております。以前上富にある大きな物流倉庫、そこを基準に試算をしたことがございます。これはその建物の規模、それから構造、それから土地の大きさで、余りにも多分これはどんぶり勘定という言い方が正しいかどうかわかりませんが、土地の面積がかなり大きいものでしたので、そのときに平米3,300円というお話がたしかあったと思います。今回私たちのほうで試算したものについては、現況が山林でした。これが宅地になった場合でいきますと、全て建物の概要、今計画上の話でいきますと、この全部、1、2、3までですか、はっきりしているのは、3までで年間約6,000万円ぐらい。今お話しした3,300円という大きな物流倉庫の面積計算でいくと約1億円ぐらい。

ちょっとこれは建物の構造や内容によって変わってきますので、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、恐らくほとんどこういう倉庫は鉄骨造になると思うのですが、そういったような試算からすると、6,000万円ぐらいは税金として出てくるのかなというふうに、あくまでも概算ですけれども、試算はしております。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、みどり共生産業ゾーン沿道における企業誘致の状況についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時31分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時35分）

○副議長（井田和宏君） 先ほど観光産業課長の答弁の一部に特定の企業に関する発言がございましたので、後刻議事録を調査の上措置することといたしましたので、ご了承願います。

◎三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプランの報告について

○副議長（井田和宏君） それでは、休憩前に引き続き、協議事項に移りたいと思います。

協議事項の9番目、三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプランの報告について、説明をお願いいたします。

財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 財務課の高橋です。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。副課長の石川と管財契約担当の三浦のほうと3人で説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告を始めさせていただきます。報告内容といたしましては、三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプラン、こちらを策定いたしましたので、町ホームページ等で公表するに当たり議会へ報告させていただくものでございます。

それでは、本アクションプランに沿いましてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

第1章、アクションプランの概要、1、計画の位置づけ及び期間、(1)、計画の位置づけについてご説明いたします。

本計画は、総務省の指針に基づき作成した三芳町公共施設マネジメント基本計画の下部計画として位置づけ、国の要請に基づき、2020年度までに策定が必要な施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画の素案としての役割を担うものでございます。

なお、ページ下の図のとおり、今後の公共施設のあり方については、公共施設マネジメント基本計画において方向性を定め、用途別、地域別、再配置方針を具体化した後、個別施設計画を策定し、実施計画とすることを示したものでございます。

2ページをお願いいたします。(2)、アクションプランの計画期間でございますが、基本計画が40年という長期間となっていることから、当面の実行動を示すアクションプランにおいては、1期を10年間に設定し、現実的な支出を想定したプラン策定を目的としております。今後実行時においてはさまざまな事情への対応から、随時見直しできるものとし、各期内においても中間年となる5年目を目途に、3年目及び8年目を目安に見直しをいたします。

3ページをお願いいたします。2、アクションプランの基本的な考え方、(1)、公共サービス・施設の適正化についてご説明いたします。先ほど第1章、(1)、計画の位置づけでもお示しいたしましたが、本アクションプランは基本計画の下部計画であることから、基本計画の見直し等も今後の事業等に応じ検討することを考慮しまして、現時点における課題の緊急性や重要性の高い施設の対応を優先して実施いたします。

次に、(2)、各施設の実施計画基準額については、工賃費用を算出するに当たり、想定する基準額について各施設規模に応じ、3段階に区分し、定めたものです。

(3)、施設の有効活用では、基本計画と同様に財源確保における検討を実施いたします。

4ページをお願いいたします。3、財政状況と課題、(1)、財政状況の検証では、財政支出を基準とした実現可能なプランを構築するため、義務的経費である公債費をもとに複合化費用を勘案しつつ検証いたします。

(2)、予算の平準化及び公債費の抑制を図るでは、基本計画における各施設の方向性をもとに、個別施設計画策定前でもあることから、直近での支出の抑制を図ります。まず、①として、基本計画に基づき、学校教育施設における規模のダウンサイジング化等の検討課題を整理することを目的に、アクションプランにおける投資については、一部を除き第1期後半以降に対応としております。

②では、現状の財政状況を考慮し、2019年度、平成31年度でございますが、公債費のピークを超えないことを目途に支出対応可能額を設定することで、実行可能なものいたしました。

③では、今後の多額な支出への対応及び財政支出の平準化を目的に、基金の設置を図るものとしております。なお、基金の設置につきましては、今月21日開会の議会定例会において、三芳町公共施設マネジメント基金条例を上程しております。そのときはご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

下の黒枠内でございますが、アクションプランにおける支出額として、計画期間1年、2年目までは年4億円程度、以降の8年間については年7億円程度の約64億円程度を、マネジメントにおける支出額と設定いたしました。

5ページをお願いいたします。こちらのページでございますが、ここでは参考として今後の公債費見込み

額を算出するため、藤久保拠点整備費を含む費用試算をしております。上段のアンダーラインのとおり、公債費を見込むために仮定した試算であり、藤久保拠点整備事業における支出額、支出年度及び対象施設とは異なります。よって、今後決定を予定しております藤久保地域拠点施設基本構想の内容とは異なり、あくまでも公債費の試算のための参考資料となっておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。算出に当たっては、現保有施設面積に公共施設マネジメント基本計画における更新費用の単位を乗じて試算を実施、マネジメント見込み額を含め、2019年度の公債費ピークを超えないことを確認しております。

6ページをお願いいたします。第2章、アクションプランにおける取り組みでございます。1、各施設における更新プランの作成基準、(1)、更新費用の試算方法ですが、アクションプランにおける更新費用の積算方法については、①から④の方法により試算いたしました。

7ページから9ページにかけての2、各施設における取り組みでは、基本計画に基づきアクションプランにおける各施設の取り組み内容及び所管課を示したものとなっております。

9ページをお願いいたします。3、第1期アクションプランにおける投資見込み額については、先ほどご説明した更新費用の計算方法に基づき、投資見込み額を算出した結果、更新費予定総額4億7,376万2,000円から補助金想定額7億6,777万3,000円を差し引き、予定歳出総額が63億7,598万9,000円となり、想定支出総額の64億円以下となることを示しております。

また、各施設における詳細計画といたしましては、13ページ、14ページにあります、各施設別取組一覧として掲載いたしましたので、後ほどご確認のほうをよろしくをお願いいたします。

10ページをお願いいたします。第3章、アクションプランの推進における取り組み、1、取り組み体制の構築についてご説明いたします。こちらでは、公共施設の維持管理及び今後のあり方については、町の重要事項であることから、全庁横断的な取り組み体制を図で示しております。

11ページをお願いいたします。2、取り組みの評価・確認では、アクションプラン実行時における評価・確認の実施、PDCAサイクルにより状況変化に対応した最適な実施プランを構築していくことを表記しております。

12ページをお願いいたします。3、第2期に向けた取り組みでは、今後策定を予定している個別施設計画を考慮し、現状未確定である各施設のあり方を検討すべき仕組みづくり、中長期的な検討の必要性及び実施を示したものでございます。

最後に、13ページ、14ページの別表、各施設別取組一覧におきましては、当アクションプランにおける各施設が、今後10年間における更新費用を上期、下期に区分して、一覧表記したものでございます。

以上で、報告に対する説明のほうを終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） ただいま担当課より三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプランの報告について説明をいただきました。

質問をお受けいたします。ある方は挙手にてお願いいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。ご説明ありがとうございます。

5ページの藤久保拠点施設を想定した公債費試算というところで、済みません、もしかしたらご説明いただいたかもしれないのですが、この年度ごとの公債費見込み額、減っていくのはわかるのですが、ここには

ある程度毎年公債費は発生するではないですか、そういうものも見込んで、このぐらいになるというのを見込んだ上での数字なのか、わかればお願いします。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

先ほど4ページのほうで、黒枠のところ、マネジメントに関しては、1年目、2年目、こちらに関しては4億円、それ以降に関しては7億円程度を目途に、マネジメントの修繕費に関してはその辺のあたりの起債を見えています。ただほかにこのマネジメント以外でも試算、修繕関係のこの基準に満たないところで借入れを行ったりとか、試算では1億円程度多く見て計算はしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと5ページのところでよくわからなかったところがあるので、真ん中辺に公債費の見込み額をずっと、2019年が15億8,300万円とありまして、その下に借入れ見込み額というのがあるのですが、この借入れというのは、町債の借入れということなのか、それとも銀行借入れか何かするのか、この意味がちょっとよくわからなかったです。

○副議長（井田和宏君） 財務課管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えさせていただきます。

今現在藤久保拠点のほうの計画もまだ確定していないことから、まだ借入先の決定には至っておりません。ただし藤久保拠点を想定した費用というのは、大体が、大半が公債費に委ねなければならない現状を踏まえまして、今回こちらのマネジメントで費用試算をするに当たりまして、仮の見込み額という形で、こちらの公債費にプラスして計上することで、より具体的な実行可能なプランを目的に設定させていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ただ銀行から短期借入れなどすると、とんでもなく利子が、今は安いといえども膨らみます。そうすると、この公債費の中で、これざっと見ると、2023年に25億円借入れてあります。3年据え置きだと、返済が始まるのが2027年、元本の返済です。そこでやはり公債費がちょっと上がっています。だから町債かなと思ったのですが、そうでもないということですか、基本的に3年据え置きでということであれば、これわかるのですけれども、そうでないと全然狂ってくると思うので。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

済みません、説明があれで。借入れでございます。3年据え置きの、おっしゃるとおり、ここで公債費の見込み額が上がっているということで計算されているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、町債の現債高というのはどこかでピークを迎えると思うのです。この中でピークになるのはどの辺で、幾らぐらいなのですか。この範囲で結構です。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 済みません、あくまで返済額を試算したところで、現債高に関しては、そこまでチェックは、把握はしていないところでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 後で数字を教えてくださいませんか。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 済みません、今手元に持っていないのですが、そこで計算したときに、現債高、当然あると思いますので、後ほどちょっと資料としてお出ししたいと思います。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 12ページの後の各施設別取組一覧というのが2枚ありますけれども、例えば図書館は、直営で続けていけるように、そういった管理運営を今図書館はしていると思うのです。それと、藤久保公民館、竹間沢公民館というところもそうですけれども、中央公民館は現状のとおりだと思うのですけれども、この藤久保公民館、竹間沢公民館においてのそういった運営の方向性ということで、その辺について、ここに書いてあるとおりなのだと思いますけれども、そういった図書館とかの今まで継続、直営で継続をしていくということで後継者も育てるというふうなことをやっています。公民館も多くの町民が職員と交流をしながらうまく、やはり職員がいてくれることによって安心感を持ちながら町民は利用しています。そういった誇れることなのです。それを変えていくという、その辺の方向についてちょっとお話をさせていただければと思います。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

各施設の取組一覧のこの表記だと思うのですが、これはマネジメントの基本計画に基づく方向性でございます。この基本計画においては、図書館においては指定管理者、管理委託等の検討、藤久保公民館におきましては、複合施設による共同管理の検討ということで、マネジメントの基本方針を定めているところで、それを載せているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ですから、図書館にしても今直営でやっています、町は。その直営を守っていきこうということで、職員の後継をしながら持続しているわけです。ここは検討とあるので、今までどおり直営でもやっていけるという、

そういう検討というふうを考えて、ではいいわけですね。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 済みません、私ども財務課でございます。ここはマネジメントでの方向性を載せているところでございますので、今後のあり方等に関しては、ちょっとうちのほうで答えるべきではないと考えております。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

ちょっと気になったのが、今後の予定になってくるのかもしれないのですけれども、インフラの部分なのですけれども、この一覧の中でも具体的な記載が、第1期の部分でないのかもしれないのですけれども、方針というか、何か決まっているのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○副議長（井田和宏君） 財務課管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

こちらのインフラのほうにつきましては、あくまでも毎年行われている道路修繕や、あと橋梁、下水、公園といった内容が含まれるべき内容になっておりまして、そちらにつきましても、担当課のほうからの吸い上げによりまして、今回のように、このように上期、下期という形での試算費用を計上させていただいているものでございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ちなみに、これから今も管路が大分古くなって老朽化してきていて、更新の時期を大分迎えつつあるのかなというふうを考えているのですけれども、そういった入れかえというか、これが多分一番、全体で約40年間で923億円かかる中のほとんどがこれになってくるのではないかなと、個人的には思っているのですけれども、その辺をどういうふうにやっていく予定になっていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 財務課管財契約担当主幹。

○財務課管財契約担当主幹（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

今後策定を予定しております個別施設計画のほうで、そちらの部分は踏み込んでいくべき内容だと今考えておりまして、またインフラにつきましては、財務課につきましては、あくまでも公共施設をメインに考えておりまして、インフラにつきましては、各所管課のもとで、その個別施設計画として今後策定が見込まれるものというふうに認識してございます。済みません、今はちょっとお答えできるのが以上までなのですが、よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

同じくやはり5ページなのですが、藤久保で引っかかっているところがありまして、これやり方によってえらく変わらと思うのです。例えば全部をどこかの民間に委託してディベロッパーで、町がその後賃借するという方法もあったり、いろいろあると思うので、それはそういうことではなくて町が直接やると、建てかえるとかということで試算されているのか、どういう試算の前提になっているのかわからないのです。まずそれがわかりになるのだったらお伺いしたいのですが。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

まず、大前提といたしまして公債費の返済の額、これを見込むために、まずここを載せたという、盛り込んだというか、試算したということになります。まず、あくまでも、先ほどちょっとご説明したとおり、今ある施設での面積で想定して、その単価、費用単価に関しては、マネジメント基本計画に載っている平米単価、こちらを使ったというのが大前提であります。

最大限の、そういう民間の力を利用していくのは当然考えていることなのでございますが、今現在は自分のところ、自力ですか、あくまでこの試算費用60億円を自分のところで借りて、試算して、それを平準化できるかどうかして、来年度を迎える公債費のピークを超えないような計算をしている、参考にしたというページでございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そういう前提だろうと思うのですが、非常に誤解を与えやすいなと思っていて、もっと町としてはいろいろな柔軟な方策を考えているだろうと思うので、余りここでもって、ここに乘っかってしまうと、確定に近いように受け取ってしまうのです、やり方として。だからそれは余り望ましくないのではないかなと思って、このアンダーラインのところには書いてあるのですが、もうちょっと明確にわかるように、あくまでも現状のというか、私は変えるべきだと思っているのですが、町の負担をできるだけ少なくするというで考えるべきで、前提として今は町のほうで全部負担というか、公共施設マネジメントの単価計算でやっているということはわかるのですが、単価計算でやっているというのも書いてありませんし、何かもうちょっとわかりやすく、住民が見て、これはあくまでも最終確定でもないし、全体そうなのですが、特に藤久保のところというのは、大幅に変わる可能性が大きいと思うのです。だからそこを明確にした上でパブコメ出すなり何なり、意見を求めるなりしないと、はっきり言って、これがひとり歩きするのが非常に怖いのです。と思うのですが、いかがでしょう。

○副議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） このアクションプランを作成するに当たって、試算表をするに当たって、このページはすごい私どもも気を使って載せたところがございます。かなりアンダーラインとか、中間にもマネジメント基本計画における更新費用単価を適用しているとか、表現の仕方を工夫したつもりであるのですが、どうしてもこれを除いて試算費用、これを省くわけにいかなかったところがございます、その注意はすごいしたところがございます。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） 以上で、三芳町公共施設マネジメント第1期アクションプランの報告についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時59分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時03分）

○副議長（井田和宏君） 先ほど都市計画課長の答弁の一部に、特定企業に関する発言がございましたので、後刻議事録を調査の上措置することといたしますので、ご了承願います。

◎藤久保地域拠点施設基本構想（素案）について

○副議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。

協議事項につきましては、先ほど午前中に、藤久保地域拠点施設基本構想（素案）についてが途中でしたので、そこから再開をさせていただきます。

説明は終わっておりますので、質問からお受けをいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほどご説明いただきました資料の36ページなのですが、各施設の想定規模ということで書かれていますけれども、これは整備後の床面積だと思うのですが、これは現状の施設の床面積に比べて何%ぐらいの数字なのでしょう。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

まず、合計の面積なのですが、大体既存の9割当たりとなっております。施設ごとにちょっと面積がどれぐらい減っているかというのは違いますが、基本的なものについては大体15%減で考えておきまして、一部そのヒアリング等の中で床をふやしたほうがいいと、例えば藤久保の出張所であれば、既存の利用状況が大部分多く、今の面積では足りないというお話もありますので、そういった部分についてはふやしたりもしている部分もございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ただいま15%減を基本的にというお答えでしたけれども、ということは、まず面積を15%減ありきで、そこまではっきり言っているのかどうかかわからないのですが、縮小する方向でということで検討されたということでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

基本的に公共施設マネジメント基本計画のほうで、各施設15%減するという目標はございますので、それに準じて基本的には15%減で考えているところでございます。

○副議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほどヒアリングをしてというお話があったのですけれども、やはり施設によっては逆にふやしたい施設もあるかと思うのです。例えば藤久保公民館なんかは、結構予約がかなり部屋によってはとるのが大変な状況があると思いますし、図書館も今現状ではかなり手狭な状況になっていると思うのですけれども、そういった各施設の状況を反映、ヒアリングしたという話なののですけれども、そこら辺が十分にできているかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

各課の施設管理者等からヒアリングを行っておりまして、例えば部屋が狭い広いというのはお伺いしているところなののですけれども、まだ住民の方の意見も聞いていない状況でございますので、あくまでこちらについては想定される規模という形で出させていただいておりますが、今後契約の中で具体的な面積については詰めていきたいというふうに考えております。

○副議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこにおいては、各担当課からはもちろん、住民の皆さんからも声を頂戴していくと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） お答えいたします。

そのように考えておりまして、複合化をすることによって、例えばトイレの共用部分であるとか、あと機械室であるとか、そういった部分が共用できることで面積が減らせる可能性があります。ですので、一概に面積を減らすといっても、利用がしにくくなるといったことではございませんので、そういった面も含めて面積等を今後検討していきたいと考えております。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

駐車場なのですが、先ほども、今でも足りないよという話がありました。駐車場の面積を広げるとするのは、非常に難しいところはあるのですが、例えば機械式だとか、そういうのを導入して、台数をふやすとか、そういう考えがここには何も載っていないのですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

今のところ、複合化することによってある程度面積等も、駐車場を今以上に確保できるというふうに考えておりまして、機械式についても具体的にどこに配置するかという、建物のどこに配置して、どのようにす

るかということが決まりましたら、それと並行して、今以上に確保できない場合であれば、機械式にするとか、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、今以上確保できるのだったら、何も手をつけないということになるのですが、やはり今、今以上も何も今全然足りないのです。だから今以上1台ふえたからといって、それで解決するなんていう話ではないので、それはやはり各担当課とも協議して、必要台数が確保できるように、要するに拠点施設です、出張所ではないわけですから。やはり特に三芳の場合、交通の便が悪いというのはご存じのことだと思うので、そこは十分に検討していただきたいと思います。

もう一点ですが、これを建てるときにいろいろ案がAからありますが、一番高いのが4階だったか、C案で複合一体型が4階になっております。基本的にこの建物に関しては、三芳町の高さ規制の制限を受けるのか受けないのか、お伺いします。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

この地域につきましては、25メートルの高さ制限がございますので、もちろんその適用を受けて、それ以内になるように建築計画のほうはつくっていくという形になると思います。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 何を危惧しているかということ、高さがとれないと、やはりいわゆる民間の導入が非常に難しくなる。そこで足かせになる可能性もあると思うのです。特例的に高さ規制を解除するということが可能なのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） お答えいたします。

都市計画の関連になってくると思いますので、正確なお答えはできないのですが、基本的には今の、このために何か規制を変えるというよりも、今の規制の中で建築計画等を考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今の規制を全部変えろなんて何も言ってないです。この公共施設に関してだけ特例を設けるということは可能だと思うのですが、そこはわかりませんか、わからなかったらわからないと答えていただいて結構です。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

政策推進室のほうではわかりません。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

38ページの整備対象敷地図なのですけれども、ほかのページにも出ていますけれども、これ見ると、まず現行藤久保公民館とか、図書館の南側にある駐車場の部分は入っていないですね。これは当然借地だとは思いますが、これはもうお返ししてしまって、利用しないという方向で検討しているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

お返しするかしないかというところについては、まだ決まったものではありませんが、今町で持っている土地の範囲で、今は構想を考えているところでございます。

○副議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） もう一カ所、このA-2のところの、見て左側のラインですか、結構でこぼこしているのですが、藤久保公民館のところを想像すると、裏にちょうど道路ができて真っすぐではないですか、藤久保公民館の西側というのですか、区画整理で新しい道路ができて、敷地が真っすぐなのかなと思っていたのですが、これでこぼこしているのが、これが道路の藤久保公民館側のところも借りているからその形なのかなというのが、ちょっとこれでまた変わってくるかなとも思うので、そこがわかれば大丈夫です。お願いします。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、この図については、ちょっと古いものがもしかしたらついているのかもしれませんが、実際はもう道路できていますので、確かに真っすぐになっていると思われまますので、こちら辺については修正のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

今パブコメ中ということなのですけれども、具体的に上がってきているのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

パブリックコメントを始めましたのが2月15日になりまして、まだちょっと始めたばかりですので、ご意見等はまだ届いていない状況です。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。1カ月ぐらいありますので、これから出てくるかもしれません。

それからあと、民間の施設が入ることも考えられているということなのですけれども、既存の機能以外に新しい何か目玉となるような、何かそんなことは考えていらっしゃるのですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

現時点では具体的に何かという、そういうことは考えておりませんが、民間施設、募集していく中で、やはり住民の皆さんの意見というのが重要になるかと思えます。どういった施設が欲しいかというのもあると思えますので、そういった意見を聞いて、民間のほうを募集する際は、何かしら例えば条件をつけるかということもあり得ると考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 先ほども観光の拠点というお話もちょっとあって、そういったところも機能として持ってもいいのかなと考えた部分があったのですが、あと以前に高知県のほうに視察に行かせていただいたときに、物すごい図書館をつくっていたのです。そこにあわせて生涯学習という意味も含めてなのですが、科学館みたいな施設が併設をされていて、ちょっと今度資料を持っていこうかなと思うのですが、そういう機能も持たせると、いろいろな世代が勉強になるのかなというふうに考えたもので、せっかくなので、そういった新しいことを入れてもいいのではないかなと個人的にはちょっと感じたので、その辺も含めて検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、藤久保地域拠点施設基本構想（素案）については終了とさせていただきます。

◎今後の公共交通について

○副議長（井田和宏君） 続きまして、今後の公共交通について説明を求めます。よろしく申し上げます。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 引き続き、よろしく申し上げます。

今日は、公共交通については、2月5日に交通審議会を行いまして、また15日、先週ですけれども、地域公共交通会議を行っておりまして、そこでご承認いただきました内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

内容は3点ございまして、その一つがライフバスの再編案になっております。前回全員協議会でもご説明した内容との変更になった部分につきまして報告をします。また、続きまして、高齢者の運転免許返納支援制度につきましては、実績の報告をさせていただきます。続いて、公共交通補助事業につきましては、まだ案の段階ではありますが、制度見直しの概要についてお話ができればと思っております。

それでは、ライフバスの再編のところから担当より説明をさせていただきます。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） それでは、私のほうからライフバスの再編についてご説明のほうをさせていただきます。

それでは、まず、資料1の再編スケジュールから説明のほうをさせていただきます。資料1のほうをごら

んください。前回11月の全員協議会では、7番線の運休及び8番線の運行開始予定を11月ごろとさせていただきましたが、その予定に変更はございません。具体的な変更点といたしましては、5番目、6番目の地域公共交通会議、交通審議会の部分が来年度の予定、示されておりませんでした。こちらが7月を予定としたところと、7番目のバス停の設置、道路専用の許可のほうをとる予定が、今5月になっておりますが、これが4月、もともと4月になっていたのを5月に変更いたしましたので、そこが変更点となります。

続きまして、運行ルート案、運行ルートについて説明させていただきます。資料の2のほうをごらんください。運行ルートが3ルートございますが、これについても前回と変更はございません。ただし、緑のラインがございますが、こちらの名称が8-Bと定めまして、赤と黄色のライン、この2つのラインを8-Aという名称としております。この点が前回との変更点となります。

続きまして、バス停について説明のほうをさせていただきます。資料の3のほうをごらんください。バス停については、前回新規で設置するバス停の本数が12本と説明をさせていただきましたが、ライフバスの1番線が12月に路線変更したことで、鶴瀬西交流センター前とみらい通りについては、既にバス停が設置されておりますので、新しく設置するバス停は全部で12本から10本となります。全体のバス停の本数につきましては、前回説明いたしました27本と変更はありません。

また、設置場所についても変更はありませんが、名称について2カ所が変更となっております。1つ目が③番になりまして、当初は「浅間後」という名称でございましたが、区長さんより意見のほうを聞いたところ、浅間後という名称では、住民の方からわかりづらいというお話がありましたので、相談の上、「第2集会所前」という名称に変更しております。

2つ目が、⑦番目の「保育所前」でございますが、町立の第2保育所が来年度に民間事業者に移譲されるに当たりまして、名称の変更がございます。今現在認可申請のほうを行っておりますが、その名称がそよかぜ保育園となっておりますので、その名称をそのまま使用することといたします。

続きまして、運行ダイヤ案について説明のほうをさせていただきます。こちらについては資料4のほうをごらんください。こちらについても前回説明させていただいたものと変更はございません。朝の5時55分が始発となりまして、夜の22時45分が最終となります。1日に24本運行いたします。24本の内訳といたしましては、6本が緑ラインの8-Bとなりまして、残りの16本が赤と黄色のラインの8-Aとなりまして、16本のうち8本が役場を経由するものとなります。

続きまして、運賃について説明のほうをさせていただきます。資料5をごらんください。こちらについても、前回説明させていただいたものと変更はございません。今のライフバスの運賃と同様の運賃を考えております。仮にライフバスのほかの町内を走る路線が運賃の変更があった場合については、こちらについても同様に変更を行う予定でございます。

以上の内容が、交通審議会、地域公共交通会議にて承認をいただきましたライフバス再編についての報告となります。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（小林 圭君） 政策推進室の小林です。私のほうから公共交通利用補助事業の制度見直しについてと高齢者運転免許証自主返納支援制度についてご説明させていただきます。

まず、公共交通利用補助事業の制度見直しについてご説明させていただきます。資料6をごらんください。

約1年間制度を運用した経過報告と利用者からいただいたご意見などをもとに、平成31年度に向けて制度の見直しを行いたいと考えており、その見直しの案をご説明させていただきます。

まず、2ページと3ページをごらんください。現行の制度の概略でございます。本制度は、75歳以上の高齢者の日常生活における移動を支援するため、タクシー運賃の一部とライフバスの回数券の半額を町が補助する制度となっております。補助の方法は、利用者がタクシー、バス会社に支払った運賃等の領収書をもとに利用者に対して還付いたします。制度の対象者は75歳以上の高齢者となっております。ただし後期高齢者医療保険制度における現役並み所得者と福祉タクシーなどの補助を受けられる方を除いております。補助額につきましては、1人当たり年間で最大5,000円となっております。

続きまして、4ページをごらんください。今年度の利用登録、請求申請の平成31年1月末までの途中経過でございます。利用登録が802件、請求申請が現時点で183件となっております。下の5ページをごらんください。請求申請の際に、制度に関する利用者アンケートを行っており、その途中経過となっております。

上から問1、タクシーとバスのどちらを主に利用したかについては、タクシーが約3割、バスが約6割、半分ずつ使ったという方が約1割でした。

問2のタクシーやバスを利用しやすくなったかに対しては、「なった」と答えた方が約8割強、「ならない」と答えられた方が1割強となりました。

問3、タクシーやバスを利用する機会がふえたかに対しては、「ふえた」と答えた方が約8割弱、「ふえない」と答えられた方が約2割でした。

問4の本制度に満足しているかどうかに対しては、「満足」、「やや満足」と答えた方を合わせて約75%、「やや不満」、「不満」と答えられた方が約25%となっております。

次のページにお進みください。先ほどのアンケートで主に寄せられた意見となっております。手続が面倒であること、補助金額に関すること、ライフバスの便数や路線について、その他の意見として、今後も実施してほしいなどの意見が寄せられました。これらの意見などを参考に制度の見直しを行います。

下の7ページをごらんください。こちらの制度は試行的に2年間実施した後見直しを図る予定ではございましたが、町といたしましては、1年間制度を実施して、アンケートの結果や寄せられたご意見などをもとに、平成31年度から見直せる部分は見直したいと考えております。制度の見直しの案のポイントとしては3つでございます。

8ページをごらんください。まず、1つ目の見直しとして、後期高齢者医療保険制度の負担割合による利用制限の撤廃を行います。この見直しを行うことにより、75歳以上であれば対象というシンプルな制度になります。結果として、対象者の拡大となり、対象者は約4,200人から約5,000人になる見込みです。ただし、引き続き福祉タクシー等の補助を受けられる方は、対象外とさせていただきます。

この見直しの目的といたしまして、制度の複雑さの緩和を目的としております。負担割合による条件がなくなることで、75歳以上であれば対象というシンプルでわかりやすい制度になります。この見直し後は、今後は保険証を持っていなくても、年齢さえ確認できれば登録が可能となるため、保険証を持っていないためにまた役場に来ていただくという、二度手間をおかけすることがなくなります。

次に、2つ目の見直しとして、タクシーの補助割合の見直しを行います。現行の制度ですと、タクシーの領収書1枚につき300円の補助となっておりますが、これを1枚につき500円といたします。今年度タクシー

を利用された方の平均運賃は約1,000円であるため、その半額として500円といたします。この見直しにより、利用者は保管しておく領収書の枚数が減り、申請を早く行うことが可能になります。

最後のページにお進みください。3つ目の見直しとして、補助金額の増額を行います。現行の上限は5,000円を上限としておりますが、上限を6,000円に引き上げるものです。見直しの目的は、利用者の満足度の向上を狙うものです。

利用者アンケートの結果を受けて、補助金額の増額を求める声が多かったことから、補助金額の増額を行います。また、先ほどの2番目の補助割合の見直しとあわせて行うことで、より利用者が使いやすい制度になることを目指します。

これらの3つの制度の見直し案については、案のとおり決定した場合は、平成31年度に改めて周知を行い、利用者の混乱を防いでいけたらと考えております。

公共交通利用補助事業の見直し案については以上でございます。

続きまして、高齢者運転免許証自主返納支援制度の概要についてご説明させていただきます。資料7をごらんください。こちらの制度は、平成29年度より試行的に2年間実施しているものですので、経過報告と2年間実施した結果を踏まえて、平成31年度以降の方向性をご説明させていただきます。2ページ目と3ページ目をごらんください。本制度は高齢者ドライバーによる交通事故の増加を受けて、交通安全の観点から自動車運転免許証の自主返納を促し、公共交通を利用して外出するきっかけとすることを目的としております。対象者は制度を開始した平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した満75歳以上の方を対象としております。補助額につきましては、最大で1万円となっており、本制度の利用は1人1回までとなっております。

4ページにお進みください。平成31年1月末現在での経過報告になります。左から平成29年度の実績、申請件数50件、補助金額50万円に対し、平成30年度1月末現在で申請件数51件、補助金額50万8,160円となっております。

左下に75歳以上の自主返納件数とございますが、平成28年度が49件だったのに対し、制度を開始された平成29年度は97件となっております。約2倍の返納件数となっております。本制度も一助になっているものと考えております。

5ページをごらんください。今年度より行っている利用者アンケートで、31件のアンケートが現在集まっております。質問は上から、本制度をどこで知ったかという質問に対しまして、広報と警察署で知ったということが主なものとなっております。

問2の返納しようと思ったきっかけについては、家族に勧められた方が最も多く、次いで、ニュースや新聞を見てという方が多くなっております。

問3、最近まで運転をしていたかについては、約8割の方が直前まで運転をされていたことがわかりました。

問4、本制度が返納のきっかけになったかについては、約6割の方が返納のきっかけになったと回答されています。なお、きっかけにならなかったと回答した方の中には、制度自体を返納後に警察署で案内されたという方も含まれております。

問5の今後の移動手段については、上位から電車、次いで同率でタクシー、徒歩、その次に同率で家族の

車、自転車、次にライフバスとなっております。

6 ページ目をごらんください。こちらの免許証自主返納支援制度については、アンケートの結果からもわかるように、一定の効果が見られることから、本制度を来年も引き続き継続して行っていきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今後の公共交通についてご説明していただきましたが、内容につきましては3点ございましたので、ここは1件ずつ行きたいと思います。まず、ライフバスの再編について、ご質問があればお受けをいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございます。藤久保地域の皆様にとっては、本当に待ちに待ったバス運行かなというふうにも思っております。北永井の方々、7番線を使っていらっしゃる方々には、少し残念な思いもあるかもしれないのですが、藤久保の多くの方がこれを待ち望んでいるというのは、ぜひ町のほうもそういうことを考えて、こういうふうにやっていただいているということで、大変ありがたく思っております。

1点だけなのですが、最初の、以前の報告のときには、10月、または11月ごろには早ければ運行はできるだろうという話はしておられましたけれども、この最後のところに、11月初旬に運行ができなかったら、降雪の影響などを考慮し、12月から2月は路線変更を行わないで、3月から運行すると、このように書かれております。三芳町というか、関東は雪が降ることはありますけれども、そんなに大きな被害が出るところでもありませんので、もし11月初旬に運行ができなくても、12月からでもできるという形にぜひしていただきたいということは、皆さんが待っているというのをぜひ考えていただきたいと思います。11月の初旬にできなかったら3月までやりませんというのは、何か不親切だなというふうにも、そのように感じておりますので、そこら辺はなるべく早急にやっていただくようお願いしたいところなのですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと私たちも思っております。運行事業者と大分調整をしておりますが、今の時点ではとにかく11月に実施しようということで、一生懸命やっています。なぜおくれる可能性があるかという、本当に道路の拡幅の問題のみになっておりますので、そこも調整をして、一番は11月に実施ができるように、その後のことなのですが、どうしても事業者側からそういうお話を受けているところですので、このお話については、一応地域公共交通会議でもご説明をさせていただいたところではありますけれども、引き続きそこについては調整を進めたいとは思っています。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今と同じところなのですが、スケジュールでは、設計工事が7月末ということで、ここまで少し延長してきましたので、その辺はもう確実な線というふうに捉えていかなければ、本当にまた延長ということがあるので、この工事の7月末というのは、100%とは言わなくても、かなりの予定どおりになるというふうに捉えていいのかなどうか、その辺。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

地域公共交通会議の際も、そのところは確認がありましたが、道路交通課長のほうで、おくれる場合でも8月中にはということで、この乗務員教育準備期間というのが3カ月とってありますけれども、事業者側からその多少の短縮と、それから工事については全て終了しなくても、道路を通ることができれば、その練習、準備というのはできるというような話もありますので、そこについては今後も調整をして、皆様から期待されている路線ですので、きちっと予定どおり進むよう、私たちが努力したいというふうには思っているところです。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今のお話ですと、その方向で進むのかなと、ちょっと安心しているのですけれども、この11月は、11月1日からというふうな予定で考えてよろしいのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

11月の初旬に3連休があるかと思うのですけれども、ライフバスとしてはそちらでバス停の入れかえとか、あとバス停の時刻表の張りかえとかを行いたいという話ですので、その3連休で新しく運行を開始するというのを予定しているところです。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 正式には、では4日からということによろしいのですか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

その開始日については、実際にはちょっと今あれですけれども、運行事業者の話では、土曜日に準備をして日曜日が開始日になるというふうには聞いているので、11月3日というふうには伺っているところです。これについては、またきちっと話ができたら正式にお伝えしたいとは思っています。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

2点あるのですけれども、最初に1点目として、昨年末の12月に1番線が路線変更されて、鶴瀬駅の前を真っすぐ行くようになったのではないですか、7番線が今郵便局のほうを通っているかなというふうに思います。7番線が8番線という形で運行されると、北永井地区の方からちょっとご要望があったのですけれども、郵便局に行く便がなくなるというお話があって、これが供用開始された際には、1番線のルートをもとに戻すことができるのか、それをちょっと確認したいのですけれども。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

できるかできないかで言いますと、許認可上できるかと思うのですけれども、ライフバス側、事業者側にとっては非常に難しいと考えていると思います。今1番線の状況なのですが、皆さん駅まで行く方が大半

を占めている状況ですから、その駅まで行く時間が短くなったことで、どちらかというとなら7番線から1番線にシフトをしているといった方も結構いらっしゃるというお話を伺っています。そういった状況からも県道の側に戻すというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

先ほどの吉村議員からの質問の運行時期のことなのですが、追加で。11月3日に会社は予定しておりますが、例えば11月2日に雨が降った場合については、バス停の張りかえ等も難しいというお話を伺っていますので、11月4日に、もしかしたら天候によってはなる可能性もございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ということは、ライフバス業者とはお話はされたことはあるのですか、今の件からして。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

定期協議の際にお話をさせていただいております。この1番線に関しては、ライフバス側の経営路線になっておりまして、町では要望とか意見というのは言えるのですが、どうしてもライフバス側で民間会社として経営できる路線としてつくっているものなので、そういうご意見があったというふうなお話はさせていただいておりますが、今の時点でその可能性としてはちょっと難しいのかなというのを協議の中では感じたところでございます。

○副議長（井田和宏君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 利用者からそういった声があるかどうか、ちょっと自分もわからないのですが、使っている方に聞いたらそういったことをおっしゃっていたので、もしかしたらちょっとお話をテーブルにのせていただくとありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、あともう一点なのですが、済みません、全部のバス停を確認していないのですが、北新埜のバス停に関して、おり口のちょうどそこに縁石があるのです。おり口のすぐ下が縁石なのです。お年寄りがおりる際に、縁石とわからずに転びそうになったというお話があって、ほかのバス停が全部が全部そうなのか、ちゃんと切り下げがあって平らになっているかちょっとわからないのですが、そういう細かいところもちょっとチェックをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

先般ご意見もいただいているので、バス停への乗りおりのところは再度チェックをしたいというふうに思っております。

○副議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今小松議員からそういうお話があったので、済みません、私のほうからも。今小松議員がおっしゃった同じところで、雨の日なんかその縁石の上、危ないという、滑ったりして、そういうお話も聞いております。その道路の反対側も、その家の方から、待っている方が敷地の中に、場所的にしようがないのですが、敷地の中に入るとか、そういうお話もあったので、ぜひバス停の、あるいはそのバス停が、木が出ていて隠

れているような場合もあるので、ぜひそこら辺は全部チェックしていただきたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 質問ですか。

○議員（本名 洋君） 意見です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

資料6のほうの補助金制度の見直しのところなのですけれども、補助金の……

○副議長（井田和宏君） 済みません、今ライフバスの再編についてで、なければ、今のライフバスの再編は以上とさせていただいて、次は、公共交通利用補助事業の制度見直しについて質問をお受けいたします。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 失礼しました。今の資料6に関してなのですけれども、補助金額が1,000円でも上がるというのは、皆さんうれしいことだとは思いますが、8ページのほうで制度の見直しのところなのですけれども、その見直しの目的のところ、登録時に保険証を今までは持っていかななくてはいけなくて大変だったということで、今度は年齢がわかればいいということなのですけれども、これ例えば何ですか、どういうもの。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（小林 圭君） 小林です。お答えいたします。

今まで保険証をお持ちいただいていたのですけれども、保険証でも登録できますし、多分運転経歴証明書ですかとか、マイナンバーカードとか、そういったものを想定しております。

以上でございます。

○副議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、保険証以外にも持っていくものがふえるということだと思わずけれども。

それと、住民の方からの話で、まず登録に行ったり、それから最後に申請に行くのが大変だと、なかなか足が悪かったり、ぐあいが悪いので、これを利用したりしている方が多いのですけれども、多いというふうには私は聞いていたのですけれども、そこのところの見直しというのはされなかったのかどうか、お考えになったのかどうかについてお伺いいたします。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

まず、先ほどの1つ目に、保険証プラス年齢を確認できるものということではなく、免許証があるのに保険証がないために、もう一度取りに帰っているというようなケースがあることから、年齢さえ確認できれば、75歳以上であれば、誰でも登録できるという制度とすることで、この制限の撤廃というのをやっております。

もう一つは、その申請に行ったり、登録に行ったりということで、ご負担だというご意見に対しましては、75歳以上というふうになってくることで、一度は登録が必要になりますが、その後については、今後はその1回の登録で、よほどお引越をしたりとか、転入したりとか、特別な状態がない限りは、そのまま利用ができて、登録というのはもう必要なくなるというふうにかえたと考えております。

もう一つ、その申請についても、お手間なところはあるのですが、これにつきましては、今現在のところでは、まだそこもなくするというのはちょっとできていないところがございます。

○副議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 今後いろいろなことをまだ、ここでとどまるのではなく考えていかれるということでもよろしいのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今回の見直しでこの制度が確定したということではなくて、今すぐできて、なるだけ外出に補助できるような制度として運用しておりますが、いろいろなまだ申請が負担だとか、まだまだ課題はありますので、今後についても検討して、よりよいやり方というのをしていきたいというふうには考えております。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ご説明ありがとうございます。

見直しをするということで、今後また、平成31年度に改めて制度見直しの周知を行い、利用者の混乱を 방지、満足度の高い補助を目指していくということだったのですが、今後の周知を、現在すぐこの制度自体を知らない方がまだいらっしゃっていて、対象者の方にはお伝えすることが多いのですが、この周知の方法をもっと強化することはお考えなのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

おっしゃるとおり広報に載せたりとか回覧板をしたりとかをしたところで、やはりまだまだ浸透していないところがございますので、郵送とかだとお金がかかってしまって課題となっていて、その75歳以上というのを対象にしているのですが、まだ確定ではないのですが、ほかの通知と一緒にとかできないかとかは、今検討はしているところなのですが、具体的にこういうやり方というのは、まだ改めて決まっているものではありませんが、いろいろな場面で周知の回数をふやしていきたいというところで考えているところです。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） 以上で、この公共交通利用補助事業の制度見直しについては終了とさせていただきます。

それでは、最後、高齢者運転免許証自主返納についてですか、それについて質問をお受けいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

高齢者運転免許証自主返納支援制度ということで、私の一般質問からこういう制度をつくっていただいたというふうに思っておりますが、2年間の事業ということで、成果も少しずつあらわれているというようなこともきょう説明をいただきました。2年間ということだったので、今後も引き続き継続すると

いうふうにも書かれているのですが、これはまた何年間というような様子を見るというような、そういうことも考えておられるのか、それとも1年ごとにやはり考えていくということなのか、そこら辺、今後の状況というのはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

制度開始のときに、2年で見直しをしていくというふうにしておりましたので、その意味では今回も継続しようというふうになっております。また、この課題については、本当に高齢者の交通事故の防止と、それから本当に返納の動機づけになるような制度としては徐々に知っていただいて、ご家族の方が、町がこういうことをやっているのかということ、いい形で進めていただいて、返納のきっかけになっているということが感じられておりますので、今後についてもぜひやっていきたいというふうには思っていますが、今の時点では、このままずっと安定してこのやり方でやっていけるかというのを決めたところではなくて、やはり状況を見ながら考えていきたいというような状況でございます。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

1年ごとに考え直していくというところもあるのかなというふうに思ったのですが、これは知られば知られるほど、周知をすればするほど、私は返納される方もふえてくると思いますので、ぜひとも周知という部分でしっかりとやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

先ほどの公共交通補助事業を含め、高齢の方たちにこうした制度を知っていただいて、利用していただけるように、しっかりと周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかに。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ご説明ありがとうございます。

4ページになりますけれども、平成29年度の実績が、申請が50件ということで、実際に自主返納された方は97件ということでデータがあります。平成30年度に関しましては申請が51件で、実際に自主返納された方という確認はされていますでしょうか、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

ちょうどきょう埼玉県のほうから集計の結果が来まして、75歳以上の方は平成30年の状況で120件ございました。

以上です。

○副議長（井田和宏君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） きょう現在で120件の自主返納された方がいらっしゃる。その中での51件の申請者

だったと思うのですが、実際にはこれの周知という部分で、今内藤議員もおっしゃいましたけれども、実際に警察署で案内をいただいた方が多いのかなとは思っておりますけれども、そこら辺、警察では必ず自主返納された方には徹底をして、三芳町はこういう制度がありますよというのはお伝えしているのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○副議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

警察にご協力をいただいております、きちっと全ての方にお伝えしていただけているというふうを考えております。実際に私自身も家族に付き添っていきましたが、三芳町の方がこの2市1町の中で唯一こういう制度を使えるのだということで、丁寧に警察のほうで説明してございましたので、恐らくですけれども、きちっとやっていただけているものというふうを考えております。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） ないようですので、以上で、今後の公共交通についてを終了とさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時57分）

○副議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時58分）

◎総務常任委員会

○副議長（井田和宏君） 協議事項が終わりましたので、次に報告事項に移りたいと思います。

各委員会より報告をいただきたいと思います。

まず、総務常任委員会より報告をお願いいたします。

細谷委員長。

○総務常任委員長（細谷三男君） お手元に議会災害時の行動マニュアルがあると思います。文言の整理を若干しましたので、以後この形で進めていきたいと思います。

議会開会中及び委員会開会中の中の避難訓練について、議会開会中については昨年も9月にやらせていただきましたけれども、委員会の開催中にもやったほうがいいのではないかというお話がございまして、この定例会の合間に、多分委員会も予定されていると思いますので、その中で総務常任委員会一度やって、その結果を、まとめましたら次期のほうにお送りしたいと思いますので、それを次期の改選後の各委員会のほうにお任せしますが、とりあえずそういう形でやりたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（井田和宏君） ありがとうございました。

今の件についてご質問があればお受けいたしますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議会広報広聴常任委員会

○副議長（井田和宏君） それでは、次に、議会広報広聴常任委員会より報告をお願いいたします。
安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 議会広報広聴常任委員会からは2点報告であります。

まず、1点、議会だより、一般質問の原稿についてでございますが、答弁者の課長名においては、取るということで決まりました。問いと答えのみということになりました。理由としては、答えの欄に今までは財務課長だったり、生涯学習課長となっておりますが、先般MIYOSHIオリンピックアード推進課と長い課名も出てまいりましたので、一般質問の内容を重視したいということで委員会のほうで決まりました。ユーチューブの配信等も行ってありますし、それから他自治体の議会だより等を見ても、問い、答えというような表記にもなっておりますので、当委員会ではそのように決めさせていただきましたので、ご協力をお願いいたします。

なお、担当課に原稿確認を求めるときに、各議員一般質問の議会だよりの原稿を持っていく際に、明確に答弁者に伝えるために、欄外に課長名を書く、もしくは赤丸で示すなど、ちょっと工夫をして担当課の原稿確認のほうを求めていると思いますので、お願いいたします。

なお、町長、教育長への質問で、答弁者を強調したい場合があるかと思われませんが、その際についても表示はしないでいただいて、記事の内容を工夫していただきたいと思いますので、あわせてお願いいたします。

続いて、2点目ですが、駅頭についてでございます。22日金曜日、25日の月曜日、この2日間に駅頭、今回は休日議会でございますので、駅頭のチラシ配布を行っていただきますが、この全員協議会終了後に鶴瀬班、みずほ台班に分かれていただいて、おのおの日にちと午前、午後等を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チラシについてですが、のぼりとチラシの準備なのですけれども、2月21日の16時以降にチラシのほうは準備ができますので、もし22日金曜日の午前をやられる方は、21日の4時には用意してありますので、事務局のほうに取りにいらしていただければと思います。また、チラシについてですが、毎回1人50枚を用意しております。ご希望の方は最大200枚までは準備いたしますので、希望者の方は本日中に事務局のほうに伝えていただきたいと思います。

議会広報広聴常任委員会からは以上です。

○副議長（井田和宏君） 今の報告に対して、質問があればお受けをいたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎議会運営委員会

○副議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会から報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。議会運営委員会からは2点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目が、2月27日からの3月定例会で、発議を2件議会運営委員会のほうから出させていただきます。

ます。1点目が、政策検討会議の中で検討した結果なのですが、政策検討会議のメンバーなのですが、現状だと副議長、常任委員会の委員長及び議会運営委員会委員長という形に規定がなっているのですが、政策検討会議の中でもっと多くの方に参加していただきたいという意味も含めまして、これからは副議長と常任委員会の委員長だけではなくて、各委員会より選出された者、また議長が必要と認めた者にまで、ちょっと門戸を広げるではないのですが、もっとオープンな形でやっていったらどうだということでお話がありました。そちらのほう、委員会の会議規則の中に規定がありましたので、そちらのほうを変更させていただくというところを発議として上げさせていただきます。

それから、ちょっと条項のずれとか訂正等がありましたので、そちらのほうがあわせて変更になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一点は、発議がもう一個ありまして、先ほど広報広聴からもございましたとおり、MIYO SHI オリンピアード推進課ができて、そちらの所管が厚生文教常任委員会ということで決まりましたので、こちらのほうを入れさせていただくということで、発議を2件3月定例会で出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一点なのですが、今議会運営委員会で委員会の義務化事項というのを協議しておりまして、この2年間の中で各委員会で協議してきたものを報告書としてまとめようということで、その報告書のサンプルができましたので、今事務局のほうでありますけれども、この後閲覧をしていただければと思います。まだ議運のほうでは正式に決定はしてなくて、ちょっと協議をして、また3月の全員協議会でご報告できればなというふうに思いますので、何か気づく点等ありましたら、ご意見頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

議会運営委員会からは以上です。

○副議長（井田和宏君） 今の議会運営委員会からの報告に対して、質問があればお受けをいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎政策検討会議

○副議長（井田和宏君） それでは、最後に、政策検討会議より報告をさせていただきます。

8月から政策サポーター会議を開催しておりまして、身近な緑を守り育てるための環境整備ということで、サポーターの皆さんと政策提言をつくってまいりました。内容といたしましては、今ようやくまとまりつつあって、サポーターの皆さんの最終的な意見、そして廣瀬先生と松原先生から意見をいただいて、それを盛り込んだ形で今最終的なものがほぼでき上がりつつあります。この提言書は2月22日、第6回のサポーター会議をやって、その後町長に手渡す予定でございます。皆様方にも、もう行っているのでしたか、まだ行っていないですかね、見ていただきたいと思います。

それと、その日、同日22日にサポーターの皆さんと懇親会を予定をしております。午後6時から、場所が上富の「富」、会費5,000円ということでやらさせていただきますので、参加ご希望の方、もちろん政策検討会議以外の、メンバー以外の方も大丈夫ですので、もしご希望があれば、私か事務局まで伝えていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。何かご質問があればお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎その他

○副議長（井田和宏君） それでは、その他のほうに移ります。

その他については事務局のほうからあるようなので、お願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、事務局のほうから、平成31年度議会費の予算概要を説明させていただきます。

予算書の36ページ、もしくはお配りした予算書の写しをごらんください。なお、事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参照していただきたいと思っております。

平成31年度議会費の予算額は、対前年度193万7,000円の減、率にして1.51%減の1億2,663万6,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、増の要因としましては、改選に伴い議場の氏名標の張りかえや議員バッジ、議員必携の購入費等需用費が17万6,000円の増、それと議会事務局の体制強化のため、臨時職員の任用形態をパートタイムからフルタイム勤務としたことによりまして、122万8,000円の増となりました。減の要因としましては、議員共済会負担金が負担率の変更等により169万2,000円の減、本会議場用設備機器借上料が本年10月をもってリースアップすることにより、138万8,000円の減、また予算編成時点で辞職により議員が1名欠員となっておりますので、改選前1カ月分の議員報酬25万2,000円、政務活動費5,000円を減額いたしました。

それでは、節ごとにご説明いたします。節1報酬につきましては、今説明しましたように、議員の辞職に伴い、対前年度25万2,000円減の4,674万2,000円を計上いたしました。

節2給料につきましては、対前年度8万4,000円増の1,434万9,000円を計上いたしました。

節3職員手当等につきましては、対前年度3万2,000円増の2,878万2,000円を計上いたしました。主な要因は、職員の勤勉手当の支給月数の増によるものであります。時間外手当につきましては、実績等を考慮し、減といたしました。

節4共済費につきましては、対前年度127万3,000円減の2,061万5,000円を計上いたしました。議員共済会の負担率が、平成30年度が100分の38.2から、平成31年度はマイナス100分の1.3の100分の36.9になったこと、並びに平成31年4月1日時点の議員数により負担金は計算いたしますので、予算編成時点の14名分により算定したため、169万2,000円減となりました。

また、先ほど説明しましたとおり、臨時職員の任用形態をパートタイムからフルタイム勤務としたことにより、新たに健康保険料や厚生年金保険料などを計上したことにより、社会保険料等が33万8,000円増となりました。

節7賃金につきましては、対前年度83万9,000円増の181万8,000円を計上いたしました。これは社会保険料同様、臨時職員の任用形態の変更により、時給から日給で計上したことにより増となったものであります。

節8報償費につきましては、対前年度3万3,000円増の25万6,000円を計上いたしました。こちらは視察先謝礼、また政策検討会議メンバーである政策アドバイザー並びに会議アドバイザーの謝礼5万円の2名分、

計10万円と、政策サポーター謝礼、年間2,000円の8人分、計1万6,000円及び賃金同様、臨時職員の任用形態の変更により、特別報奨金が5万1,000円増の13万1,000円を計上したため、全体では3万3,000円の増となったものであります。

節9旅費につきましては、前年度同額の25万3,000円を計上いたしました。費用弁償19万9,000円の主な内訳としましては、来年度2委員会、予定では総務常任委員会と厚生文教常任委員会となると思いますが、そちらの委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費16名分19万2,000円を計上し、普通旅費は2委員会の所管事務調査の事務局職員宿泊費で、1委員会当たり事務局2人の随行での旅費を計上いたしました。

続きまして、裏側37ページをお願いいたします。節10交際費につきましては、前年度同額の27万円を計上いたしました。節11需用費につきましては、対前年度20万4,000円増の307万3,000円を計上いたしました。主な要因ですが、来年度改選に伴いまして、議場の氏名標の張りかえや議長章、議員章、議員必携の購入などにより、消耗品が17万6,000円の増、また議会だより印刷製本費が配布世帯数の増によりまして、印刷物を100部ふやして1万6,200部としたこと、及び消費増税などにより3万3,000円増となったものであります。

節12役務費につきましては、実績にあわせ対前年度1,000円増の2万1,000円を計上いたしました。郵送料になります。

節13委託料につきましては、対前年度1万2,000円減の586万1,000円を計上いたしました。平成30年度と同様の業務委託となります。消費増税について見込みましたが、会議録作成委託料について、実績等を考慮し若干見直ししたため、全体では減となったものであります。

節14使用料及び賃借料につきましては、対前年度138万3,000円減の243万円を計上いたしました。冒頭で説明しましたように、本会議場用の設備機器借上料が本年10月をもってリースアップとなり、その後は無償譲渡となることから、今回7カ月分の計上により減となったものであります。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、対前年度2万6,000円減の216万6,000円を計上いたしました。県議長会並びに郡議長会負担金のほか県外視察負担金は、県議長会が3万円、区長会が2万5,000円となります。政務活動費につきましては、議員報酬同様、辞職により改選前の政務活動費1カ月分は14名分としましたので、対前年度5,000円減の89万5,000円を計上いたします。

以上が歳出の概要となります。

なお、議会ネット中継経費並びに議会だよりモニター謝礼につきましては、今回も予算要求いたしました。が、残念ながら予算化できませんでした。今後も引き続き内容を精査した上で予算要求はしていきたいと考えております。

歳入につきましては、雑入の本人負担分、雇用保険料5,000円のみとなりますので、説明は省略いたします。

以上が、平成31年度の議会費の予算概要となります。また、平成30年度補正予算につきましては、3月補正の編成時点で、1名の議員辞職に伴い、4カ月分の議員報酬、合計100万8,000円、12月期の期末手当20%分、13万2,000円を減額補正をいたしました。

以上となります。

○副議長（井田和宏君） 今平成31年度分の予算と補正の件について説明があったわけですが、予算に関することでまた特別委員会なり本会議の場で質問ができる機会がありますので、この時点では聞き漏ら

した点のみにさせていただきます。よろしいでしょうか。

何かありますか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） それでは、以上とさせていただきます。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田和宏君） では、私のほうから1件ございます。

今現在各委員会において、会議録作成のため事務局のノートパソコンの持ち込みを許可をしていると思いますが、今後事務局が会議録の作成を要する委員会以外の会議等があった場合においても、ノートパソコンの持ち込みを許可したいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

ほかに皆様のほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○副議長（井田和宏君） それでは、本当に長時間にわたりありがとうございました。

本当に9件の協議事項があって、9時半から始まった全員協議会ですけれども、もう4時を過ぎてしまいました。定例会を前にお疲れのことと思いますけれども、本当にありがとうございました。

以上をもちまして全員協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後 4時18分）